

児童虐待防止対策協議会(第12回)

平成20年10月24日(金)

15:30～17:00

於：厚生労働省省議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 児童虐待防止に向けた行政の取組等について

(2) 児童虐待防止に向けた関係団体の取組等について

(3) 質疑応答

3. 閉 会

児童虐待防止対策協議会（第1・2回）

【 配 布 資 料 】

- 座席表及び出席者名簿等

《説明資料》

- 厚生労働省
 - ・ 児童虐待防止対策について
- 警察庁
 - ・ 児童虐待事件の検挙状況
- 法務省
 - ・ 児童虐待防止連絡会議における法務省の取組報告
 - ・ 子どもの人権SOSミニレター
- 文部科学省
 - ・ 文部科学省における児童虐待への対応について
- NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク
 - ・ 啓発パンフレット、オレンジリボンチラシ、布リボン
- 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
 - ・ 全国子育て・虐待防止ホットラインリーフレット
- 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター
 - ・ 性的虐待を受けた子どもへの司法面接訓練について

《配布資料》

- 平成20年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
- 平成20年度「児童虐待防止推進月間」関連の取組の実施(予定)状況
- オレンジリボン・キャンペーン関係資料
 - ・ オレンジリボン・キャンペーンについて（民間の取組）
 - ・ オレンジリボン・キャンペーンの取組について（地方自治体の取組）
- 平成20年度児童虐待防止推進月間等用広報啓発リーフレット（チラシ）
- 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」参加募集パンフレット

《団体配布資料》

- 社団法人 日本医師会
 - ・ 子ども支援日本医師会宣言（パンフレット）
- 全国乳児福祉協議会
 - ・ 乳児院倫理綱領
- 全国養護教諭連絡協議会
 - ・ 児童虐待について（養護教諭の職務に関する調査結果・平成20年3月実施）
- 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター

- ・ 子どもの虐待防止センター パンフレット
- ・ 事業報告（CAPニュース2008年号外）
- ・ コモンセンス・ペアレンティング事業について
- 特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター
 - ・ チャイルドラインパンフレット、ポスター、カード
- 社団法人 日本助産師会
 - ・ 赤ちゃんとの楽しいふれ愛（DVD）
 - ・ 母と子のコミュニケーションを図る育児用ビデオ（DVD）作成事業実施報告書



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策について

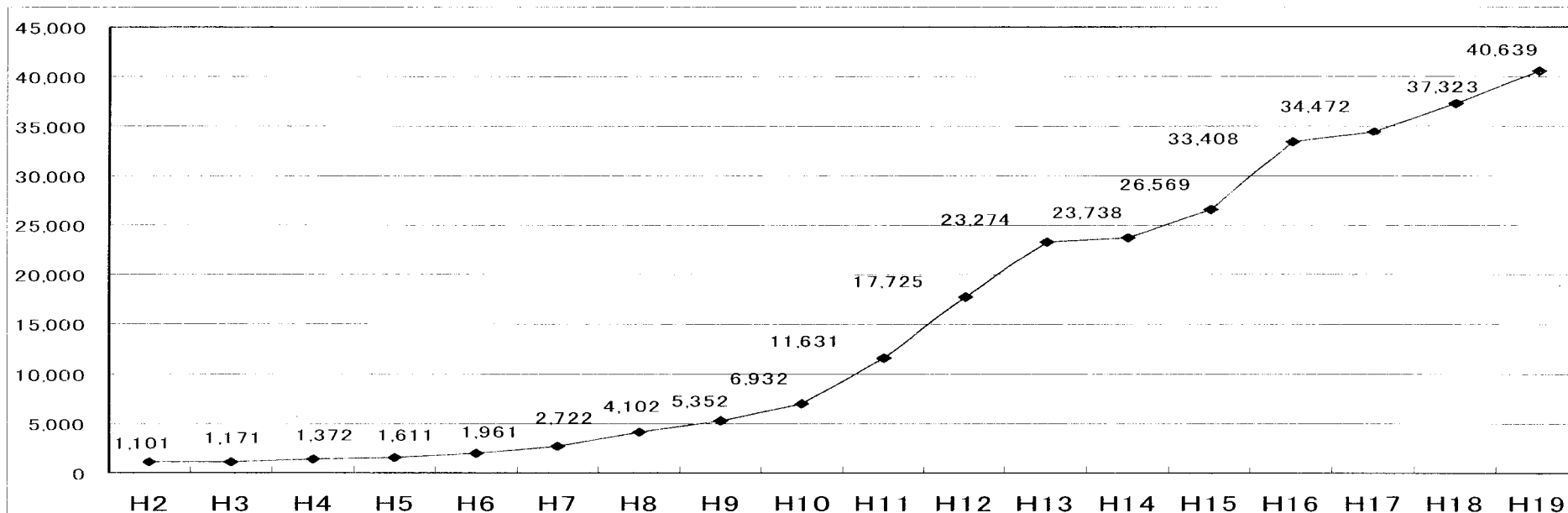
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成19年度においては3.5倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(10.56)	(16.10)	(21.14)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.90)	(36.91)
[1.00]	[1.52]	[2.00]	[2.04]	[2.28]	[2.87]	[2.96]	[3.21]	[3.49]
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639

注1:表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。注2:表中、中段[]内は、平成11年度を1とした指数(伸び率)である。



児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域議会)設置割合(%)	児童相談所相談対応件数(件)	
				総数	うち児童虐待相談対応件数
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	-	361,124(1.00)	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	381,843(1.06)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	398,025(1.10)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	341,629(0.95)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	351,838(0.97)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	349,911(0.97)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.63)	69.0% (4.42)	381,757(1.06)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	84.1% (5.46)	367,852(1.02)	40,639 (2.29)
平成20年度	197 (1.13)	2,358 (1.80)	-	-	-

* ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

* 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	立ち入り件数 (件)	一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所 への申立・承認件数		児童養護施設 *2	児童養護施設における 新規入所児童のうち、 虐待を受けたことのある 児童の割合 (%)
			請求件数 (件)	承認件数 (件)	入所定員(入所率) (人)	
平成12年度	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)	49.6%
平成13年度	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)	53.4%
平成14年度	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)	52.2%
平成15年度	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)	53.7%
平成16年度	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)	62.1%
平成17年度	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)	-
平成18年度	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	33,561 (91.7%)	-
平成19年度	199 (2.07)	10,562 (1.71)	235	182	-	-

* 1) ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

* 2) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。

第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による 死亡事例等の検証結果総括報告の概要

H20.6.17

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

はじめに

痛ましい虐待による死亡事例が続いており、本委員会のこれまでの提言が十分に活用されていないことから、総括的分析を行うとともに今後の課題等を取りまとめた。

対 象

○ 第1次報告から第4次報告までの対象事例(※)247例(295人)。

※ 厚生労働省が都道府県(指定都市等含む)に対する調査により把握した平成15年7月1日から平成18年12月31日までの間に生じた児童虐待による死亡事例

分析方法

○ 247例について、「心中以外」の事例175例(192人)、「心中」(未遂を含む)の事例72例(103人)に分けて分析。

○ 上記のうちの15例及び死亡には至らなかったが重大事例である1例についてこれまで行われたヒアリング・個別検証の結果も改めて取りまとめ、これらを通して得られた特に強調すべき点についても取りまとめた。

事例の総合的分析

調査票による結果 - 「心中以外」の事例-

- 死亡した子どもは0歳児が約4割であり、低年齢に集中。
- 「望まない妊娠」、「母子健康手帳未発行」、「妊婦健診未受診」、「乳幼児健診未受診」に該当する者の割合が比較的高い傾向にあり、妊娠期・育児期に何らかの問題。
- 地域社会との接触が「ほとんどない」、「乏しい」の合計が約7割で推移しており、地域社会との接触に乏しい。
- 実母の「養育能力の低さ」、「育児不安」、「うつ状態」に該当する割合が高く(第3・4次報告では、「養育能力の低さ」約20~40%、「育児不安」約25%、「うつ状態」約15%)、実母に心理的・精神的問題等を抱える場合が多い。
- 児童相談所の関与事例は全体的には減少傾向(第1次報告:5割、第2次報告:約3割、第3次報告・第4次報告:約2割)。一方、関係機関と接点はあったが家庭への支援の必要はないと判断していた事例は増加傾向(第1次報告:約25%、第2次報告:約27%、第3次報告:約45%、第4次報告:約46%)。
- 地方自治体による検証が行われた事例は半数以下(第2次・第3次報告:約5割、第4次報告:約4割)。

調査票による結果 - 「心中」の事例-

- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、下記の傾向がある。
 - ・死亡した子どもの年齢は、「心中以外」の事例に比較してばらつきが大きい。
 - ・1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い。

個別ヒアリング調査で把握された問題点・課題

1. 安全確認の徹底

- 保護者の近親者等の情報のみに基づくなど、直接目視による子どもの安全確認等が徹底されていない。

2. 適切なアセスメント

- 子どもの顔面・頭部の怪我等明らかにハイリスク要因であるものを認識できていない、家族全体の状況を把握した上でのアセスメントができていないなど、リスク要因の的確な把握、判断やこれに基づくアセスメント、援助方針の策定・見直しが不十分。

3. 関係機関の連携・情報共有

- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が一度も開催されていないなど、関係機関等の連携・情報共有や関係機関等の役割の調整、事例の進行管理の徹底が不十分。

4. 児童相談所における体制の強化

- 特定の担当者に判断が任されているなど、一つの事例に関わる関係者が常に情報共有する体制、事例の進行管理を徹底する体制や、専門的助言を得るためのスーパービジョン体制が整備されていない。

5. 介入的アプローチ

- 受容的なアプローチに終始するなど、保護者等との関係を重視しすぎる等により、子どもの安全確認や保護のために必要な積極的介入が行われていない。

6. 一時保護・施設入所措置解除時のアセスメント及び退所後の支援

- 一時保護や施設入所措置の解除を行うに際し、それが適切かどうかのアセスメントが徹底されていない。また、家庭復帰後の支援が重要であるにもかかわらず、その必要性が徹底されていない。

第1次から第4次報告までの提言を踏まえた国の対応状況

- これまで第1次報告から第4次報告までの提言を踏まえ、児童虐待防止法・児童福祉法の一部改正や児童相談所運営指針等の改正といった国の対応が行われてきている。

今 後 の 課 題

これまで繰り返し同様の課題を指摘してきたが、最近においても指摘した課題等を要因に死亡事例が生じている。このため、特に重要な事項について改めて課題を指摘し、対応策の提言を行う。

1. 妊娠期からの虐待予防の重要性の再認識

- 妊娠や育児で母親が問題を抱えている場合等が多く、医療機関と市町村の保健部門との情報共有等や、市町村内における保健部門と児童福祉部門との密接な連携を図り、必要な支援が行われる体制を整備すべきである。

2. 安全確認の重要性の再認識

- 安全確認の対応によっては重大な結果が生じる可能性があり、下記を徹底すべき。
 - ・児童相談所職員等の直接目視により行うことを基本とする。
 - ・安全確認が行えない場合は、立入調査を検討するなど、速やかな対応を行うことが必要。
 - ・虐待に該当するか否かにこだわるのではなく、不適切な監護が認められれば、積極的に介入的アプローチを行う。
- 虐待通告があった場合にとどまらず、援助過程であっても家族に会えなくなった等の危機的状況が生じた場合、速やかに行うべきである。

3. リスクアセスメントの重要性の再認識

- リスクアセスメントの対応によっては重大な結果が生じる可能性があり、下記を徹底すべき。
 - ・常に虐待死が起こる事態を想定して行う。
 - ・必ず虐待者本人と面接をすることを含め家族全体のアセスメントを行う。
 - ・職員個人の判断だけではなく、組織的に行う必要がある。
- 虐待のリスク要因が認められる場合は、速やかに子どもの安全確認を行い、アセスメントを行うべきである。（「当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因」参照）
- 援助方針は、保護者の状況等に応じて適切に見直しを行うことが必要である。

4. 関係機関との連携のあり方の再確認

- 事例対応においては、役割分担を明確にするべきであり、特に主として関わる関係機関や進行管理に関する役割を決める必要がある。
- 関係機関は、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、他の関係機関と情報共有を図り連携した対応を検討することを徹底すべきである。
- 関係機関は、すべての機関が、要支援家庭には虐待が起こる可能性が高いことを認識して支援していく必要がある。
- 医療機関から保健及び福祉機関への情報提供を定型化し、情報提供を受けた機関は支援チームを構築し、アセスメントを経て適切な支援を展開する必要がある。

5. きょうだいへの対応についての再確認

- 虐待を受けた子どものきょうだいについて、虐待の対象となる可能性があることを認識し、まずは安全確認を行うことが必要である。
- きょうだい虐待の対象となる可能性があること等を認識し、児童記録票の作成を作成し、定期的な安全確認とアセスメントを行う必要がある。

6. 人材の育成および組織体制の重要性の再確認

- 市町村等の関係機関が適切に事例を児童相談所につなげるよう、虐待に対する知識や基礎的スキルの獲得等に向けた関係者の資質の向上への支援策を図るべきである。
- 児童相談所は、虐待対応の中核機関としての自覚を持ち、研修体制の充実など一人ひとりの職員の技能の向上を図るとともに、組織としての対応システムの強化を図る必要がある。

7. 地方公共団体における検証に関する課題の再確認

- 形式的なものにとらわれず、有効な検証を実施することが望まれており、一般論にとどまることなく、地域の人的な資源の状況など地域特性を踏まえた検証を行うことが求められる。

おわりに

虐待による悲惨な死亡事例など重大事例の再発防止に向けて、本委員会としても引き続き必要な分析・提言を行っていく。

当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※ 子どもが低年齢であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

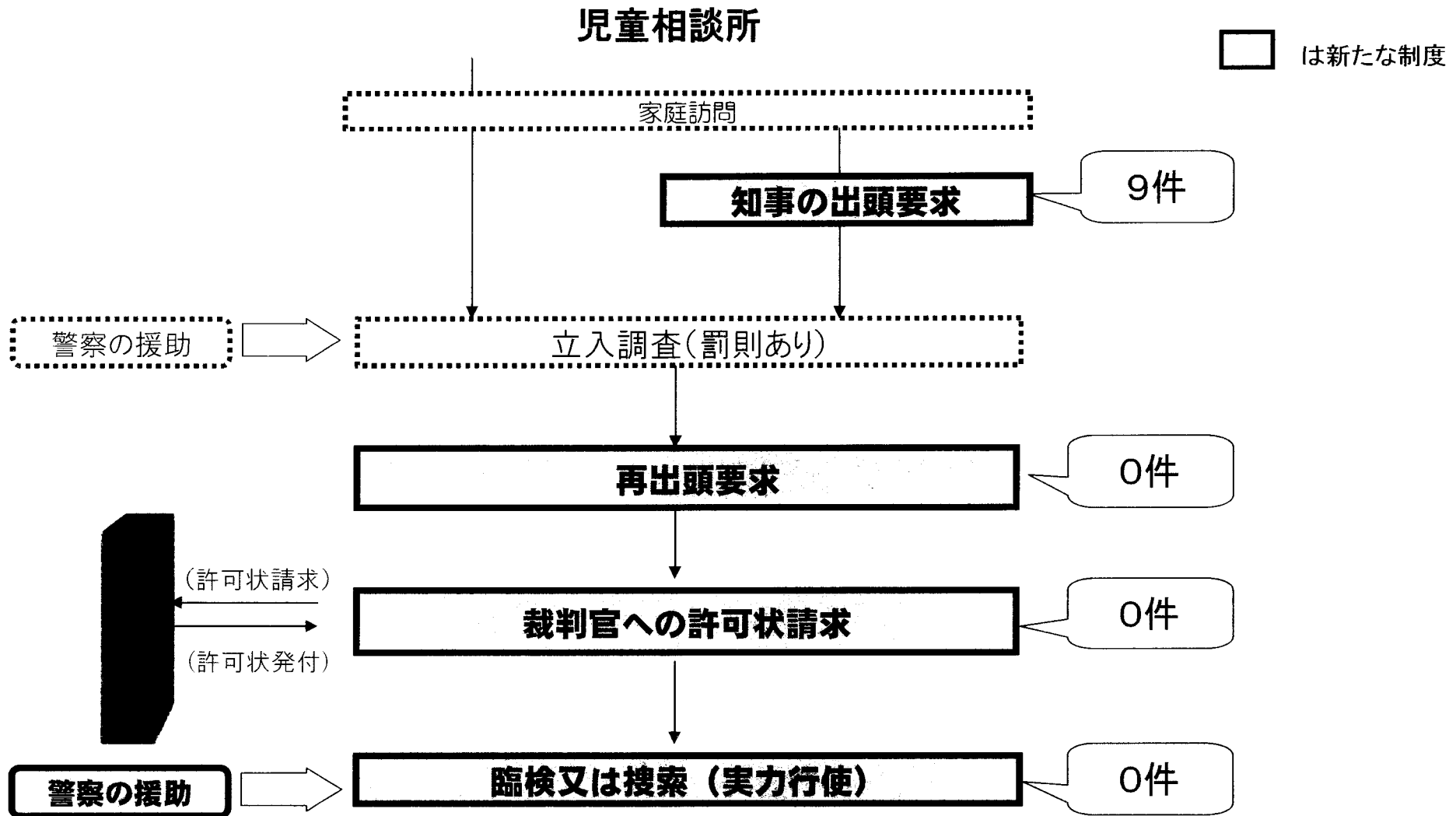
3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

児童の安全確認・保護のプロセス



注: 新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)~同年8月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施したもののうち厚生労働省に報告があった数

実施例1

背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

実施例2

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関の支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護後、同意による措置入所に変更。

実施例3

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

実施例4

背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・所在不明のまま。

平成21年度児童虐待防止対策関係概算要求の主な内容

発生予防対策の推進

【孤立化防止】

- ・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ・育児支援家庭訪問事業の推進
- ・地域子育て支援拠点事業の推進

【虐待防止に向けた機運の醸成】

- ・オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

早期発見・早期対応体制の充実

【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

【児童相談所の機能強化】

- ・評価・検証委員会設置促進事業 [新規]
- ・一時保護所における心理職員の充実、教員等の配置の促進

【一時保護施設の充実】

- ・一時保護施設の環境改善

【子どもの心の問題等への対応】

- ・子どもの心の診療拠点病院の整備

自立に向けた保護・支援対策の充実

(社会的養護体制の拡充)

【家族再統合に向けた取組の強化】

- ・保護者指導支援事業 [新規]

【家庭的養護の推進】

- ・ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実
- ・小規模グループケアの推進

【入所している子どもへの支援の充実】

- ・乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待防止に関する啓発

- ・児童虐待防止月間（11月）において集中的な啓発活動を行うほか、民間団体（NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）によるオレンジリボンキャンペーン等を実施
- ・合わせて「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」を滋賀県大津市で開催（11月2日～3日）

オレンジリボン憲章

子ども虐待防止のオレンジリボン

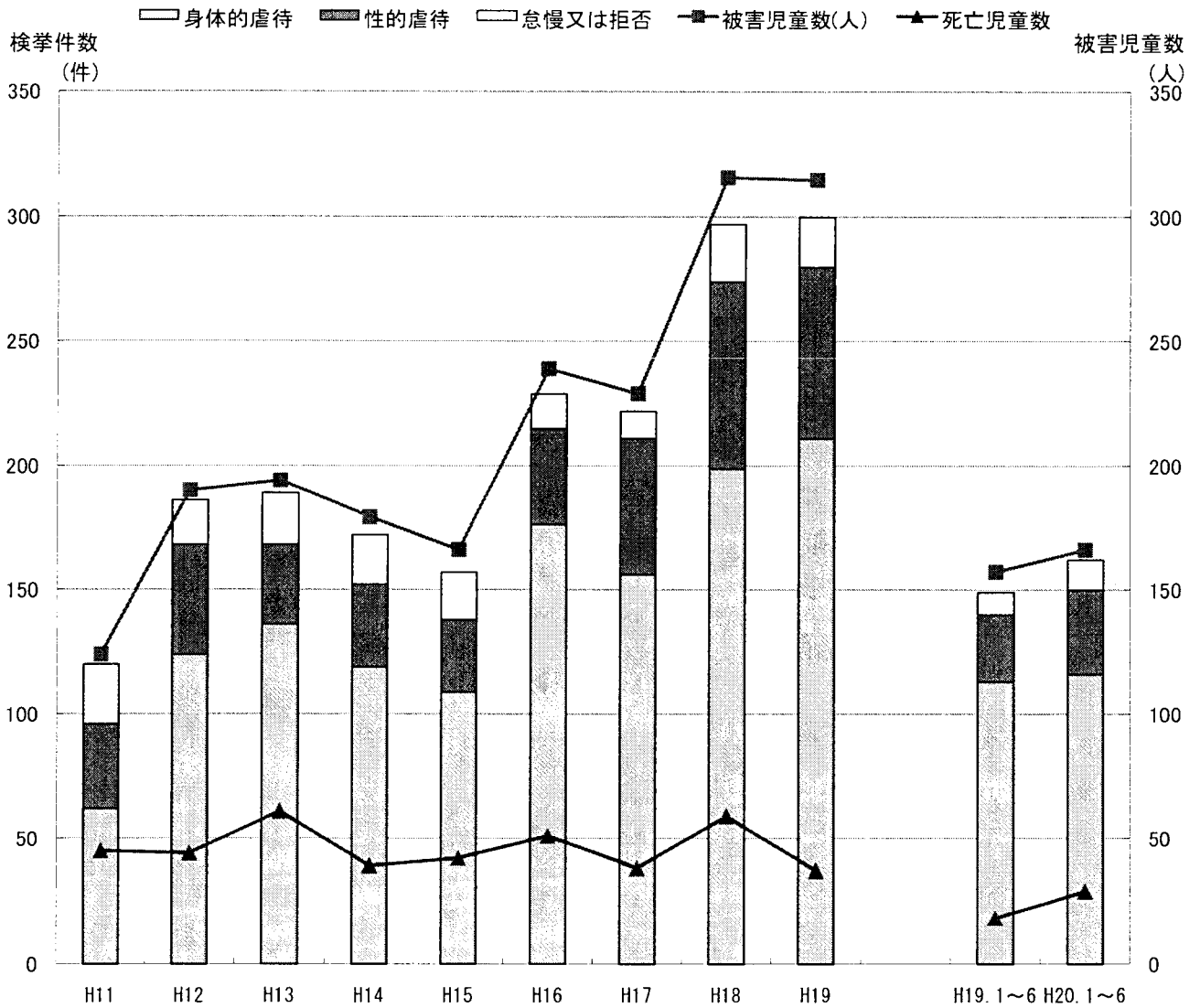
- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- ④ 私たちは、地域の連帯を拡げます

☆ あなたにできること・・・

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい（寄付でも、ボランティアでも）
- もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい

児童虐待事件の検挙状況

(平成11年～平成20年上半期)



	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H19.1~6	H20.1~6
総数(件)	120	186	189	172	157	229	222	297	300	149	162
身体的虐待	62	124	136	119	109	176	156	199	211	113	116
性的虐待	34	44	32	33	29	39	55	75	69	27	34
怠慢又は拒否	24	18	21	20	19	14	11	23	20	9	12
被害児童数(人)	124	190	194	179	166	239	229	316	315	157	166
死亡児童数	45	44	61	39	42	51	38	59	37	18	29

(警察庁生活安全局少年課「少年非行等の概要」より)

児童虐待事件の検挙状況 (平成11年～平成19年)

1 態様別検挙状況

統計を取り始めた平成11年以降の児童虐待事件の態様別検挙状況の推移は、第1表のとおりである。

平成19年に検挙した児童虐待事件は300件、検挙人員は323人、被害児童数は315人で、前年に比べ、件数は3件(1.0%)増加したが、検挙人員は6人(1.8%)、被害児童数は1人(0.3%)減少した。

第1表 児童虐待事件の態様別検挙状況の推移

(平成11年～平成19年)

区分 年	総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待		
	検挙 件数	検挙 人員	被害 児童数	検挙 件数	検挙 人員	被害 児童数	検挙 件数	検挙 人員	被害 児童数	検挙 件数	検挙 人員	被害 児童数	検挙 件数	検挙 人員	被害 児童数
19	300 (38) [10]	323 (40) [10]	315 (60) [10]	211 (38) [10]	227 (40) [10]	224 (60) [10]	69 (0) [0]	70 (0) [0]	69 (0) [0]	20 (0) [0]	26 (0) [0]	22 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
18	297 (43) [8]	329 (45) [8]	316 (57) [8]	199 (43) [8]	221 (45) [8]	215 (57) [8]	75 (0) [0]	77 (0) [0]	77 (0) [0]	23 (0) [0]	31 (0) [0]	24 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
17	222 (37) [16]	242 (37) [16]	229 (45) [16]	156 (37) [16]	172 (37) [16]	162 (45) [16]	55 (0) [0]	56 (0) [0]	56 (0) [0]	11 (0) [0]	14 (0) [0]	11 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
16	229 (47) [8]	253 (50) [8]	239 (63) [8]	176 (47) [8]	193 (50) [8]	186 (63) [8]	39 (0) [0]	42 (0) [0]	39 (0) [0]	14 (0) [0]	18 (0) [0]	14 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
15	157 (46) [9]	183 (49) [10]	166 (66) [9]	109 (46) [9]	130 (49) [10]	115 (66) [9]	29 (0) [0]	29 (0) [0]	32 (0) [0]	19 (0) [0]	24 (0) [0]	19 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
14	172	184	179	119	127	121	33	32	36	20	25	22	0	0	0
13	189	216	194	136	156	139	32	33	32	21	27	23	0	0	0
12	186	208	190	124	139	127	44	44	44	18	25	19	0	0	0
11	120	130	124	62	69	64	34	34	34	24	27	26	0	0	0

注) 上段の()は、保護者が、児童と共に死ぬことを企図し、児童を殺害(未遂を含む)して自殺(未遂を含む)を図った場合を外数で計上した。

下段の[]は、出産直後の殺人(未遂を含む)及び遺棄致死の場合を外数として計上した。

以下の表についても同じ。

2 罪種別検挙状況

平成11年以降の児童虐待事件の罪種別検挙件数の推移は、第2表のとおりである。

平成19年の罪種別検挙件数では、傷害が156件（52.0%）と最も多く、次いで殺人が39件（13.0%）となっている。

第2表 児童虐待事件の罪種別検挙件数の推移

（平成11年～平成19年）

年	罪種	総 数 (件)	殺 人	傷 害	傷 害 致 死	暴 力 行 為	暴 行	逮 捕 監 禁	強 姦	強 制 わ い せ つ	児 童 福 祉 法 違 反	ポ ル ノ 禁 止 法 違 反 ・ 児 童 買 春 ・ 児 童 反	青 少 年 保 護 法 違 反	保 護 責 任 者 遺 棄	重 過 失 致 死 傷	覚 取 せ い 違 反	学 校 教 育 法 違 反
19		300	39	156	15	0	16	2	22	10	25	3	9	16	1	0	1
	構成比	100.0	13.0	52.0	5.0	0.0	5.3	0.7	7.3	3.3	8.3	1.0	3.0	5.3	0.3	0.0	0.3
		(38)	(38)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
18		297	48	133	15	4	14	1	14	26	25	2	8	20	2	0	0
	構成比	100.0	16.2	44.8	5.1	1.3	4.7	0.3	4.7	8.8	8.4	0.7	2.7	6.7	0.7	0.0	0.0
		(43)	(43)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
17		222	24	125	17	0	9	0	16	7	31	0	1	7	2	0	0
	構成比	100.0	10.8	56.3	7.7	0.0	4.1	0.0	7.2	3.1	13.9	0.0	0.5	3.1	0.9	0.0	0.0
		(37)	(37)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[16]	[16]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
16		229	30	128	22	0	16	1	15	8	15	0	1	12	3	0	0
	構成比	100.0	13.1	55.9	9.6	0.0	7.0	0.4	6.6	3.5	6.6	0.0	0.4	5.3	1.3	0.0	0.0
		(47)	(47)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
15		157	23	80	17	0	6	0	6	3	18	0	2	16	3	0	0
	構成比	100.0	14.6	51.0	10.8	0.0	3.8	0.0	3.8	1.9	11.5	0.0	1.3	10.2	1.9	0.0	0.0
		(46)	(46)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[9]	[9]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
14		172	19	94	18	0	5	1	7	4	22	0	0	20	0	0	0
	構成比	100.0	11.0	54.7	10.5	0.0	2.9	0.6	4.1	2.3	12.8	0.0	0.0	11.6	0.0	0.0	0.0
		(37)	(37)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[16]	[16]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
13		189	31	97	23	0	8	0	4	5	13	0	10	17	3	1	0
	構成比	100.0	16.4	51.3	12.2	0.0	4.2	0.0	2.1	2.6	6.9	0.0	5.3	8.9	1.6	0.5	0.0
		(43)	(43)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
12		186	31	92	20	0	4	0	15	9	17	0	3	13	2	0	0
	構成比	100.0	16.7	49.5	10.8	0.0	2.2	0.0	8.0	4.8	9.1	0.0	1.6	7.0	1.1	0.0	0.0
		(43)	(43)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
11		120	19	42	15	0	1	0	12	3	12	0	7	20	4	0	0
	構成比	100.0	15.8	35.0	12.5	0.0	0.8	0.0	10.0	2.5	10.0	0.0	5.8	16.7	5.0	0.0	0.0
		(38)	(38)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]

平成11年以降の児童虐待事件の罪種別検挙人員の推移は、第3表のとおりである。

平成19年の罪種別検挙人員では、傷害が171人（52.9%）と最も多く、次いで殺人が39人（12.1%）となっている。

第3表 児童虐待事件の罪種別検挙人員の推移

（平成11年～平成19年）

年	罪種	総 数 (人)	殺 人	傷 害	傷 害 致 死	暴 力 行 為	暴 行	逮 捕 監 禁	強 姦	強 制 わ い せ つ	児 童 福 祉 法 違 反	ポ ル ノ 禁 止 法 違 反 ・ 児 童 買 春 ・ 児 童 反	青 少 年 保 護 法 違 反	保 護 責 任 者 遺 棄	重 過 失 致 死 傷	覚 取 せ い 違 反	学 校 教 育 法 違 反
19		323	39	171	17	0	16	3	22	10	25	4	9	21	1	0	2
	構成比	100.0	12.1	52.9	5.3	0.0	5.0	0.9	6.8	3.1	7.7	1.2	2.8	6.5	0.3	0.0	0.6
		(40)	(40)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
18		329	49	153	19	4	15	1	14	27	26	2	8	27	3	0	0
	構成比	100.0	14.9	46.5	5.8	1.2	4.6	0.3	4.3	8.2	7.9	0.6	2.4	8.2	0.9	0.0	0.0
		(45)	(45)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
17		242	25	141	19	0	9	0	16	7	32	0	1	8	3	0	0
	構成比	100.0	10.3	58.3	7.8	0.0	3.7	0.0	6.6	2.9	13.2	0.0	0.4	3.3	1.2	0.0	0.0
		(37)	(37)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[16]	[16]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
16		253	33	142	29	0	16	1	16	8	17	0	1	16	3	0	0
	構成比	100.0	13.0	56.1	11.5	0.0	6.3	0.4	6.3	3.1	6.7	0.0	0.4	6.3	1.2	0.0	0.0
		(50)	(50)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
15		183	26	98	25	0	6	0	6	3	18	0	2	20	4	0	0
	構成比	100.0	14.2	53.5	13.6	0.0	3.3	0.0	3.3	1.6	9.8	0.0	1.1	11.0	2.2	0.0	0.0
		(49)	(49)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
14		184	20	101	20	0	5	1	7	4	21	0	0	25	0	0	0
	構成比	100.0	10.9	54.9	10.9	0.0	2.7	0.5	3.8	2.2	11.4	0.0	0.0	13.6	0.0	0.0	0.0
		(37)	(37)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[16]	[16]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
13		216	38	109	32	0	9	0	4	5	14	0	10	23	3	1	0
	構成比	100.0	17.6	50.5	14.8	0.0	4.2	0.0	1.8	2.3	6.5	0.0	4.6	10.7	1.4	0.5	0.0
		(43)	(43)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
12		208	35	105	26	0	4	0	15	9	17	0	3	17	3	0	0
	構成比	100.0	16.8	50.5	12.5	0.0	1.9	0.0	7.2	4.3	8.2	0.0	1.4	8.2	1.4	0.0	0.0
		(43)	(43)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
11		130	20	48	18	0	1	0	12	3	12	0	7	22	5	0	0
	構成比	100.0	15.4	36.9	13.8	0.0	0.8	0.0	9.2	2.3	9.2	0.0	5.4	16.9	3.8	0.0	0.0
		(38)	(38)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]

3 加害者の罪種別・被害者との関係別検挙状況

平成11年以降の加害者の罪種別検挙状況及び加害者と被害者との関係別検挙状況の推移は、第4表のとおりである。
平成19年の加害者と被害者との関係別では、実母が97人（30.0%）と最も多く、次いで実父が91人（28.2%）となっている。

第4表 加害者の罪種別・被害者との関係別検挙状況の推移

（平成11年～平成19年）

区分	関係別	総数 (人)		父親等					母親等					
		構成比	小計	実父	養・継父	内縁	その他	小計	実母	養・継母	内縁	その他		
19		323	100.0	215	91	55	46	23	108	97	1	0	10	
		(40)	100.0	(8)	(7)	(1)	(0)	(0)	(32)	(29)	(0)	(0)	(3)	
		[10]	100.0	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[10]	[10]	[0]	[0]	[0]	
	殺人		39	12.1	8	7	0	0	1	31	29	0	0	2
			(40)	100.0	(8)	(7)	(1)	(0)	(0)	(32)	(29)	(0)	(0)	(3)
			[10]	100.0	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[10]	[10]	[0]	[0]	[0]
	傷害		171	52.9	120	57	24	28	11	51	44	1	0	6
		傷害致死	17	5.3	11	4	2	2	3	6	6	0	0	0
	暴行		16	5.0	12	6	1	5	0	4	4	0	0	0
	逮捕監禁		3	0.9	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0
	強姦		22	6.8	21	6	11	2	2	1	1	0	0	0
	強制わいせつ		10	3.1	10	0	5	4	1	0	0	0	0	0
	児童福祉法違反		25	7.7	24	8	8	3	5	1	1	0	0	0
児童買春・児童ポルノ禁止法違反		4	1.2	3	2	1	0	0	1	1	0	0	0	
青少年保護育成条例違反		9	2.8	9	1	4	2	2	0	0	0	0	0	
保護責任者遺棄		21	6.5	4	2	0	1	1	17	15	0	0	2	
重過失致死傷		1	0.3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校教育法違反		2	0.6	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	
18		329	—	218	86	56	52	24	111	96	8	1	6	
		(45)	—	(9)	(8)	(1)	(0)	(0)	(36)	(35)	(0)	(0)	(1)	
		[8]	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	
17		242	—	168	77	47	43	1	74	69	3	0	2	
		(37)	—	(8)	(8)	(0)	(0)	(0)	(29)	(29)	(0)	(0)	(0)	
		[16]	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[16]	[16]	[0]	[0]	[0]	
16		253	—	163	81	41	30	11	90	72	7	0	11	
		(50)	—	(7)	(6)	(1)	(0)	(0)	(43)	(41)	(0)	(0)	(2)	
		[8]	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[8]	[8]	[0]	[0]	[0]	
15		183	—	119	49	40	23	7	64	58	2	0	4	
		(49)	—	(11)	(10)	(1)	(0)	(0)	(38)	(38)	(0)	(0)	(0)	
		[10]	—	[1]	[1]	[0]	[0]	[0]	[9]	[9]	[0]	[0]	[0]	
14		184	—	116	43	34	34	5	68	60	3	0	5	
13		216	—	136	50	31	46	9	80	74	2	0	4	
12		208	—	137	60	22	47	8	71	64	1	0	6	
11		130	—	74	29	20	22	3	56	52	0	0	4	

(注) 「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

4 被害児童の性別・年齢別状況

平成11年以降の被害児童の性別・年齢別状況の推移は、第5表のとおりである。

平成19年の年齢別では、1歳未満が47人（14.9%）と最も多く、次いで5歳と14歳が25人（7.9%）となっている。また、6歳までの被害児童が161人（51.1%）と高い割合を示している。

男女別では、男子が145人（46.0%）、女子が170人（54.0%）となっている。

第5表 被害児童の性別・年齢別状況の推移

（平成11年～平成19年）

年 年齢	11	12	13	14	15	16	17	18	19	構成比	男子	女子
	総数 (人)	124	190	194	179	166 (66) [9]	239 (63) [8]	229 (45) [16]	316 (57) [8]			
1歳未満	36	28	42	37	28 (11) [9]	42 (10) [8]	34 (9) [16]	42 (4) [8]	47 (5) [10]	14.9 (8.3) [100]	29 (2) [6]	18 (3) [4]
1歳	16	15	19	10	13 (4)	18 (6)	10 (4)	8 (7)	20 (6)	6.3 (10.0)	13 (3)	7 (3)
2歳	7	16	22	8	21 (8)	21 (8)	8 (3)	12 (6)	14 (4)	4.4 (6.7)	7 (0)	7 (4)
3歳	2	22	16	15	12 (5)	17 (6)	21 (3)	22 (3)	24 (2)	7.6 (3.3)	12 (1)	12 (1)
4歳	4	10	6	5	14 (5)	9 (5)	14 (2)	17 (6)	21 (1)	6.7 (1.7)	14 (0)	7 (1)
5歳	8	9	8	11	9 (5)	12 (6)	17 (2)	16 (3)	25 (6)	7.9 (10.0)	18 (5)	7 (1)
6歳	4	9	8	10	8 (1)	10 (1)	7 (2)	22 (8)	10 (3)	3.2 (5.0)	4 (2)	6 (1)
7歳	3	5	9	5	9 (6)	12 (3)	12 (2)	16 (2)	11 (4)	3.5 (6.7)	4 (2)	7 (2)
8歳	4	4	3	9	7 (0)	6 (5)	12 (3)	17 (2)	9 (5)	2.9 (8.3)	7 (2)	2 (3)
9歳	4	8	4	5	3 (5)	4 (3)	12 (4)	16 (6)	9 (1)	2.9 (1.7)	5 (0)	4 (1)
10歳	2	5	4	6	3 (5)	12 (1)	10 (0)	16 (1)	9 (4)	2.9 (6.7)	3 (2)	6 (2)
11歳	2	6	5	7	5 (2)	9 (3)	6 (4)	14 (1)	13 (4)	4.1 (6.7)	8 (1)	5 (3)
12歳	3	6	6	10	4 (4)	9 (1)	9 (3)	11 (3)	13 (1)	4.1 (1.7)	6 (1)	7 (0)
13歳	4	4	6	8	2 (3)	20 (1)	9 (1)	26 (3)	15 (7)	4.8 (11.7)	4 (5)	11 (2)
14歳	9	12	15	10	8 (2)	13 (2)	15 (0)	17 (1)	25 (3)	7.9 (5.0)	4 (2)	21 (1)
15歳	6	13	9	7	9 (0)	9 (1)	13 (2)	14 (1)	22 (0)	7.0 (0.0)	4 (0)	18 (0)
16歳	6	7	6	11	6 (0)	9 (1)	12 (0)	15 (0)	15 (2)	4.8 (3.3)	2 (1)	13 (1)
17歳	4	11	6	5	5 (0)	7 (0)	8 (1)	15 (0)	13 (2)	4.1 (3.3)	1 (1)	12 (1)

5 死亡事件の検挙状況

(1) 死亡事件検挙状況の推移

平成11年以降の児童虐待の死亡事件検挙状況の推移は、第6表のとおりである。

平成19年の死亡児童数は37人で、前年に比べ22人（37.3%）減少した。

第6表 死亡事件検挙状況の推移

(平成11年～平成19年)

年	総数		殺人		傷害致死		保護責任者遺棄致死		重過失致死		逮捕監禁致死	
	検挙 件数	被害 児童数	検挙 件数	被害 児童数	検挙 件数	被害 児童数	検挙 件数	被害 児童数	検挙 件数	被害 児童数	検挙 件数	被害 児童数
19	35 (26) [10]	37 (43) [10]	15 (26) [10]	17 (43) [10]	15 (0) [0]	15 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]
18	53 (35) [8]	59 (44) [8]	30 (35) [8]	36 (44) [8]	15 (0) [0]	15 (0) [0]	6 (0) [0]	6 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
17	37 (24) [16]	38 (29) [16]	15 (24) [16]	16 (29) [16]	17 (0) [0]	17 (0) [0]	3 (0) [0]	3 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
16	49 (32) [8]	51 (41) [8]	19 (32) [8]	21 (41) [8]	22 (0) [0]	22 (0) [0]	5 (0) [0]	5 (0) [0]	3 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
15	41 (37) [9]	42 (51) [10]	16 (37) [9]	17 (51) [10]	17 (0) [0]	17 (0) [0]	5 (0) [0]	5 (0) [0]	3 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
14	38	39	13	14	18	18	7	7	0	0	0	0
13	60	61	23	23	28	28	6	7	3	3	0	0
12	44	44	17	17	23	23	3	3	1	1	0	0
11	43	45	17	18	17	17	5	5	4	5	0	0

(2) 態様別検挙状況

平成19年の死亡事件の態様別検挙状況は、第7表のとおりである。

態様別の構成比では、35件中、「身体的虐待」の検挙件数が30件（85.7%）、「怠慢又は拒否」の検挙件数が5件（14.3%）となっている。

第7表 死亡事件の態様別検挙状況

(平成19年)

総数			身体的虐待			怠慢又は拒否		
検 挙 件 数	検 挙 人 員	被 害 児 童 数	検 挙 件 数	検 挙 人 員	被 害 児 童 数	検 挙 件 数	検 挙 人 員	被 害 児 童 数
35	40	37	30	32	32	5	8	5

(3) 罪種別検挙状況

平成19年の死亡事件の罪種別検挙状況は、第8表のとおりである。

罪種別の構成比は、35件中、殺人15件（42.9%）、傷害致死15件（42.9%）、保護責任者遺棄致死2件（5.7%）、監禁致死2件（5.7%）、重過失致死1件（2.9%）であった。

第8表 死亡事件の罪種別検挙状況

(平成19年)

罪 種 別		検挙件数	構成比
身体的虐待	殺 人	15	85.7
	傷 害 致 死	15	
怠慢又は拒否	保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	2	14.3
	逮 捕 監 禁 致 死	2	
	重 過 失 致 死	1	
総 数		35	100

(4) 加害者の罪種別・被害者との関係別検挙状況

平成19年の死亡事件の加害者の罪種別検挙状況及び加害者と被害者との関係別検挙状況は、第9表のとおりである。

加害者と被害者との関係別では、実母が20人(50.0%)と最も多く、次いで実父が11人(27.5%)となっている。

第9表 死亡事件の加害者の罪種別・被害者との関係別検挙状況

(平成19年)

区分	関係別	総数 (人)	父親等					母親等				
			小計	実父	養・継父	内縁	その他	小計	実母	養・継母	内縁	その他
			総数 (人)	40	19	11	2	3	3	21	20	0
構成比	100.0	47.5	27.5	5.0	7.5	7.5	52.5	50.0	0.0	0.0	2.5	
殺人		15	3	3	0	0	0	12	11	0	0	1
傷害致死		17	11	4	2	2	3	6	6	0	0	0
保護責任者遺棄致死		4	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0
逮捕監禁致死		3	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0
重過失致死		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 死亡児童の性別・年齢別状況

平成19年の死亡事件の被害児童の性別・年齢別状況は、第10表のとおりである。

被害児童の年齢別では、1歳未満が13人(35.1%)と最も多く、6歳以下の児童が33人(89.2%)となっている。

第10表 死亡事件の被害児童の性別・年齢別状況

(平成19年)

年齢	年	総数			
		(人)	構成比	男子	女子
総数 (人)		37	100.0	24	13
1歳未満		13	35.1	9	4
1歳		7	18.9	5	2
2歳		5	13.5	3	2
3歳		4	10.8	3	1
4歳		3	8.1	2	1
5歳		1	2.7	1	0
6歳		0	0.0	0	0
7歳		1	2.7	0	1
8歳		1	2.7	1	0
9歳		0	0.0	0	0
10歳以上		2	5.4	0	2

児童虐待防止連絡会議における法務省の取組報告

報告項目

1. 人権侵犯事件数の推移
2. 法務省の人権擁護機関の主な取組み
 - (1) 「子どもの人権110番」による相談活動
 - ・全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施
 - (2) 「子どもの人権SOSミニレター」による相談活動
 - (3) 「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」による相談活動
3. 児童虐待に関する具体的事例

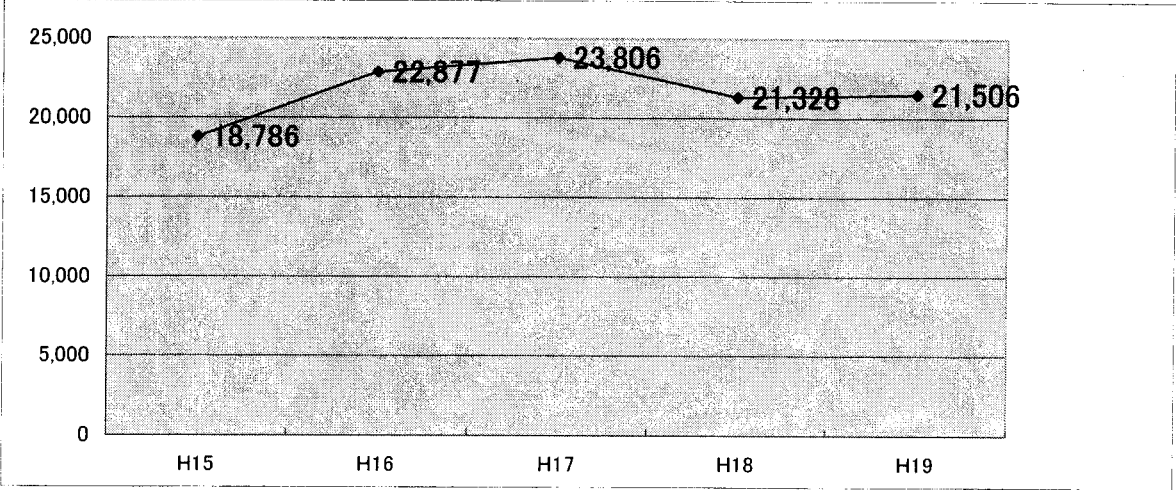
2024.10.20
児童虐待防止対策会議

配布資料

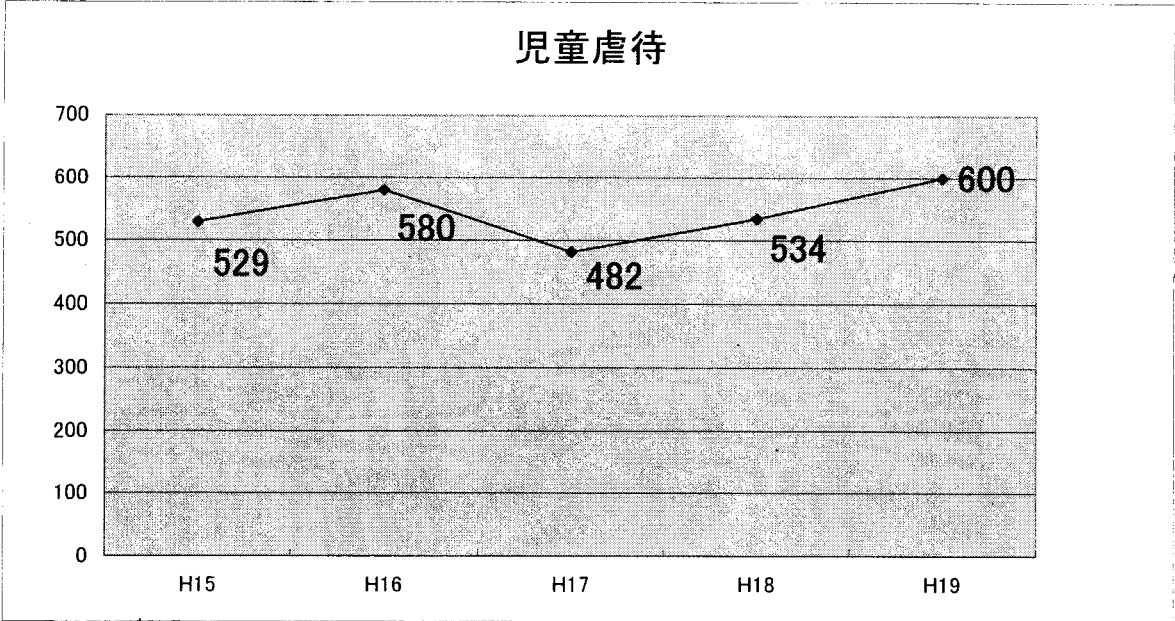
法務省人権擁護局

人権侵犯事件数の推移

1. 新規開始総件数



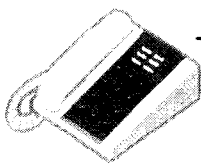
2. 児童虐待事件



児童虐待防止に向けた人権擁護機関における主な取組

1. 子どもの人権110番

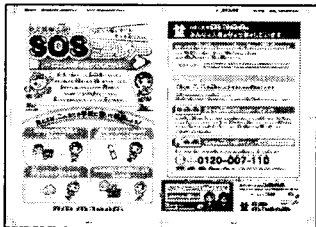
- ◆法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置し、子どもの人権専門委員会を中心とする人権擁護委員と法務局職員が対応
(平成19年における相談件数・・・約2万3千件)
- ◆全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施
(平成20年は、9月8日から同14日まで)



全国共通・無料
0120-007-110
(フリーダイヤルゼロゼロな
なのひゃくとおばん)

2. 子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便せん兼封筒付きのミニレターを配布し、子どもの人権専門委員会を中心とする人権擁護委員と法務局職員が対応
(平成19年における相談件数・・・約1万3千件)



いじめ等、先生や保
護者にも話せない
悩みごとの相談に
応じ、解決に導く

3. インターネット人権相談(SOS-eメール)

- ◆パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答
(平成19年における相談件数・・・約1千件)

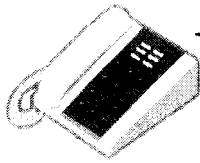


【パソコン】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
【携帯電話】<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

児童虐待防止に向けた人権擁護機関における主な取組

1. 子どもの人権110番

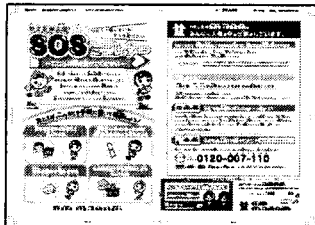
- ◆法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置し、子どもの人権専門委員会を中心とする人権擁護委員と法務局職員が対応
(平成19年における相談件数・・・約2万3千件)
- ◆全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施
(平成20年は、9月8日から同14日まで)



全国共通・無料
0120-007-110
(フリーダイヤルゼロゼロな
なのひゃくとおぼん)

2. 子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便せん兼封筒付きのミニレターを配布し、子どもの人権専門委員会を中心とする人権擁護委員と法務局職員が対応
(平成19年における相談件数・・・約1万3千件)



いじめ等、先生や保護者にも話せない
悩みごとの相談に
応じ、解決に導く

3. インターネット人権相談(SOS-eメール)

- ◆パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答
(平成19年における相談件数・・・約1千件)



【パソコン】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
【携帯電話】<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

児童虐待に関する具体的事例

実父による養育放棄事案

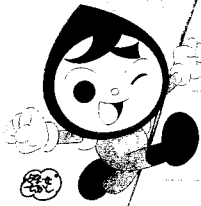
◆女子生徒（13歳）が学校における「いじめ」を苦に自殺を仄めかすとともに、援助交際をしていると子どもの人権SOSミニレターを乙法務局に送付し、救済を申し立てた事案である。同局は、人権擁護委員を介してミニレターの返書を複数回送付して被害生徒との信頼関係を構築しつつ、学校に情報提供するとともに被害生徒の現況を聴取したところ、被害生徒の実父は被害生徒と兄（15歳）、妹（9歳）を養育すべき義務があるにもかかわらず、その養育を放棄し、自分と兄妹の生活費を稼ぐために援助交際をしていたことが認められたので、学校と協議の上、児童相談所に通報し、併せて関係機関ネットワーク会議の開催を申し入れ、同会議で協議した結果、被害児童は児童相談所に保護され、援助交際の相手方男性は、県青少年保護育成条例違反で警察に検挙されるに至った。（措置：「要請」）

子どもの人権

SOS ミニレター

ひとりで悩んでいる
キミを助けてたい。

~こころの扉を開けてください~



じんけん
人権イメージ
キャラクター
「KENまもる君」

声に出して言えないこと、他の人に話づらいことって
あるよね。でも、手紙だったら、言葉にはできないことも、
書けたりしない？ちょっとだけ、勇気を出して、
みんなのこころの声を聞かせてください。
困っているみんなの、きっと、きっと、助けになるから。



じんけん
人権イメージ
キャラクター
「KENあゆみちゃん」

たとえば、こんなとき手紙に書いて相談しよう！

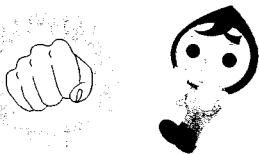
友だちからいじめられて
悩んでいる



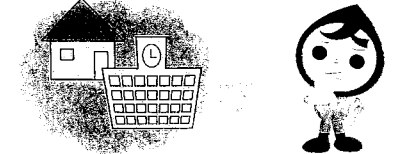
携帯サイトやインターネットで
悪口を書き込まれて悩んでいる



暴力を受けて悩んでいる



その他家族や学校生活のことで
悩んでいる



とうきょう ほうむきやく とうきょうと じんけん ようご いいん れんごうかい
東京法務局・東京都人権擁護委員連合会



わたしたち法務省人権擁護機関は
みんなの人権を守る仕事をしています。

わたしたちは、手紙や電話などでみんなの悩みごと、困りごとの相談に応じています。

いじめ、体罰、暴力などの悩みごと、困りごとに専門の人がきちんと応えます。
みんなの秘密は守られますから、安心して相談してください。

保護者の方へ 子どもからの相談には、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員で子どもの人権に
関する問題を専門的に担当する子どもの人権専門委員や法務局の職員が対応します。

人権ってナニ？

人権とは、一人一人が人間らしく生きるための権利のことです。

人は誰でも生まれながらに、この権利を持っています。
言葉や暴力で傷つけられたり、無視されたりすることは、あなたの大切な人権が傷つけられていることなのです。

手紙で相談

子どもの人権SOSミニレターってナニ？

みんなが誰にも相談できず、苦しんでいるとき、みんなの悩みを聞いて、どうしたら解決できるか、一緒に考えます。
たとえば、友だちからいじめられていたり、誰かから暴力を受けたり、携帯サイトやインターネットで悪口を書き込ま
れたりして悩んでいることを裏に書いて送ってください。手紙や電話でみんなの相談にお答えします。

※平成22年6月30日まで回手は不要です。

電話で相談

子どもの人権110番ってナニ？

※携帯電話・PHSからもかけられます。

困っていること、悩んでいることを電話してください。みんなの話をきちんと聞いてお答えします。

通話
無料



0120-007-110

相談時間

月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

インターネットでも相談できます！

SOSミニレター相談カード



じんけん
人権イメージキャラクター
KENまもる君・KENあゆみちゃん

インターネット人権相談受付窓口
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談

検索



とうきょう ほうむきやく
東京法務局
とうきょうと じんけん ようご いいん れんごうかい
東京都人権擁護委員連合会

子どもの人権
SOSメール

文部科学省における児童虐待への対応について

1 児童虐待への適切な対応に係る学校教育関係者、社会教育関係者への周知等について

○「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨等の周知について

文部科学省では、児童虐待については、従前から、都道府県等を通じて、養護教諭をはじめとする学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務等について周知してきたところである。また、平成19年6月に公布された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律についても、各教育委員会など関係者に周知を図っている。

また、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の実施に当っては、厚生労働省とも連携し、都道府県教育委員会、国立大学法人や、所管独立行政法人等に対し、標語の募集、通知の発出とポスター・リーフレットの配布を行っている。

○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

文部科学省では、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、その後通知により周知を図った。

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」について

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布した。

2 主な施策について

平成21年度概算要求額
(平成20年度予算額)

〈家庭・地域社会における取組〉

地域における家庭教育支援基盤形成事業	1,441百万円 (1,153百万円)
---------------------------	--------------------------------------

身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する。

家庭教育手帳の作成	76百万円 (65百万円)
------------------	--------------------------------

家庭の教育力の低下が指摘される中、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への情報提供や家庭教育に関する学習機会等での活用を促すため、家庭教育に関するヒント集（家庭教育手帳の原版）を全国の教育委員会等に提供する。

子どもの生活習慣づくり支援事業	478百万円 (新規)
------------------------	------------------------------

「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における先進的な実践活動等についての調査研究成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着を図る普及モデルの検証を行う。

人権教育推進のための調査研究事業	158百万円 (160百万円)
-------------------------	----------------------------------

人権尊重社会の実現に向け、社会教育における人権教育を一層推進するため、人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究を行うとともに、その成果の普及を図る。

放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）	6,910百万円 (7,765百万円)
--------------------------------	--------------------------------------

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等の取組を実施する市町村に対し、支援する。

〈学校における取組〉

豊かな体験活動推進事業

1,146百万円
(1,012百万円)

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校等における豊かな体験活動を推進する。

特に自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕体験をはじめとした様々な体験活動等を通じて児童生徒の生活や学習における意欲や集団の一員としての態度など社会人としての基礎的な資質の養成・強化を図る。

スクールカウンセラー等の配置

3,665百万円
(3,365百万円)

いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に対応するほか、災害や事件・事故などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置して学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談機関に相談できるよう都道府県等が行っている電話相談体制を整備する。

スクールソーシャルワーカー活用事業

1,538百万円
(1,538百万円)

児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用するなど、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けて支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行う。

問題を抱える子ども等の自立支援事業

861百万円
(855百万円)

児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為、高校中退といったそれぞれの課題について、未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。

子ども虐待防止オレンジリボン運動

子どもへの虐待を なくそう!

～今、あなたにできることがあります～



「オレンジリボン運動」は、子どもへの虐待をなくす輪を広げる運動です。

親や養育者による虐待によって、子どもたちの命や心が奪われ、傷ついています。

子ども虐待について理解し、子ども虐待をなくすために、ぜひあなたの力をかしてください。

「子ども虐待」ってどういうこと？ どう

「子ども虐待」という言葉を、聞いたことがあると思います。テレビニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待はみなさんの身近で起こっている行為です。ここ数年、虐待による死亡事例は年間50件を超えており、週に1人が犠牲になっているほどです。また、死亡に至らなくても体や心に傷を負っている子どもたち、助けを求められない子どもたちがとてもたくさんいるのです。

子どもへの虐待は増え続けています

テレビや新聞などで報道されることによって、また、平成12年に児童虐待防止法が施行されたことなどによって、虐待に関心を持つ人が増えています。そのために、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が増えている(右ページグラフ参照)という見方もありますが、虐待そのものが増えているとも言われています。

親子を取り巻く環境が変わってきています

数十年前まで、子どもは大家族や、地域の大人の目に見守られながら育ってきました。しかし、核家族化が進み、また子どもを巻き込んだ犯罪が後を絶たないこともあり、親子だけで、家庭の中で過ごす時間が増えているようです。ご近所付き合いも減り、育児の悩みを気軽に相談できる相手もなく、親子が家庭の中に孤立している状況も多く見られます。

「虐待につながると思われる家庭の状況※」をみてみると、「経済的困難」の45%に次いで、「親族、近隣、友人から孤立」が40%と高い割合を示しています。

※全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」(1997年)より、複数回答

子どもの心や体が傷つく行為なら、それは虐待です

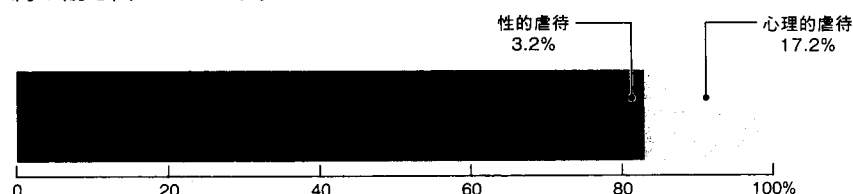
虐待のニュースが流れるたび、虐待した親や養育者は「しつけのためにやった」と言っていることが多いようです。もちろん、生活習慣や社会のルールは教えなくてはなりませんが、そのためには子ども自身の存在を尊重した一貫性のある養育態度が必要です。子どもの心や体を傷つけるような行為はしつけではなく、虐待です。親や養育者がさまざまな原因によるストレスを抱え、そのはけ口が弱い存在である子どもに向けられてしまっていると言えるでしょう。



さまざまな子どもへの虐待があります

虐待は大きく分けて4種類あります。

虐待の内容を見ると、身体的虐待41.2%、ネグレクト38.5%で約8割を占めています。



身体的虐待

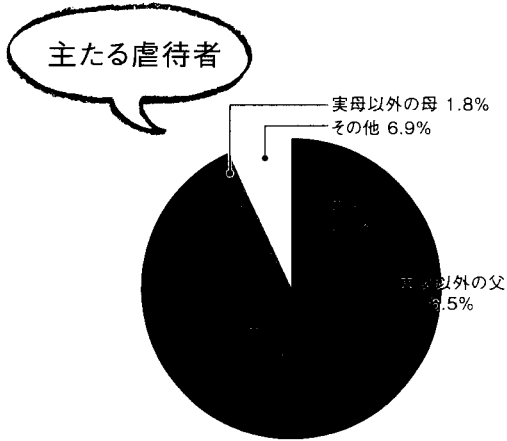
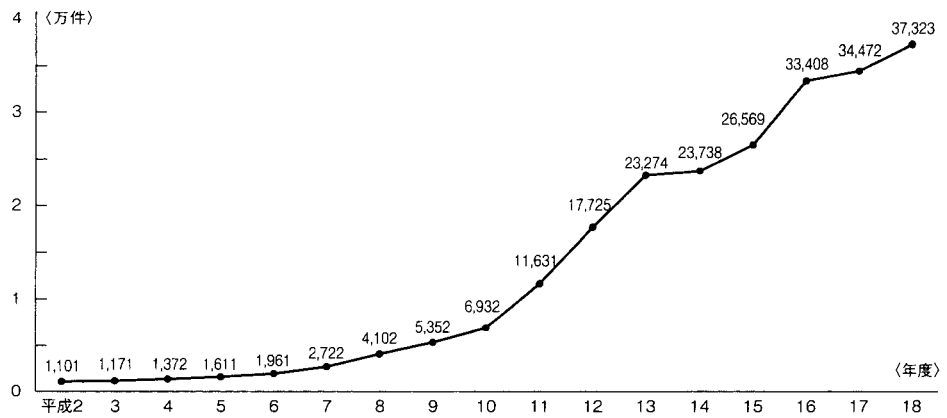
保護者が子どもに、殴る、蹴る、水風呂や熱湯の風呂に沈める、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、ベランダに逆さづりにする、異物を飲み込ませる、厳冬期などに戸外に閉め出す、などの行為をすること。子どもは、打撲や骨折、頭部の外傷、火傷、切り傷などを負い、死に至ることもあります。

増えてきているの？

データ出典：厚生労働省社会福祉行政業務報告

児童相談所への相談件数は16年で約34倍になっています

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、平成2年度は1101件でしたが、平成18年度は3万7323件となっており、16年間のうちに約34倍にも増加しています。また、児童虐待防止法の施行前の平成11年度の1万631件と比べると、平成18年度は3.2倍にまで増加しています。

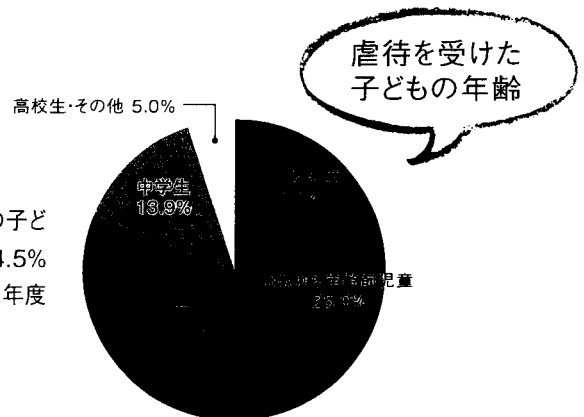


虐待者の6割は実母、2割が実父です

虐待者でもっとも多いのは実母62.8%で、全体における割合は数年来変わっていないものの、平成11年度の調査件数では6750件だったのが、平成18年度調査では2万3422件と3倍以上になっています。実父の割合は22.0%ですから、実父母からの子どもへの虐待が全体の8割以上となっています。

約4割が小学校入学前の小さな子どもたち

0～3歳未満が17.3%、3歳から学齢前児童25.0%ということで、小学校入学前の子どもの合計が42.3%に及んでいます。また、小学生に対する虐待は平成11年度の34.5%から平成18年度では38.8%、中学生への虐待は平成11年度の10.9%から平成18年度の13.9%へと、増加傾向にあります。



性的虐待

性的虐待には、子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、などがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。実父や義父などから「お母さんに話したら殺すぞ」などと暴力や脅しで口止めをされているケースも少なくありません。

心理的虐待

心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する、などを指します。いわば、子どもの心を死なせてしまうような虐待、と言えるでしょう。

ネグレクト

保護の怠慢、養育の放棄・拒否など。保護者が、子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、登校禁止にして家に閉じこめる、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指し、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置するなど入ります。



「子ども虐待」についてのギモンQ&A

子どもへの虐待についての疑問をQ&Aとしてまとめました。

基本的な知識ですから、ぜひ知っておきましょう。

虐待についてきちんと知ることが、子どもを虐待から守ることにつながります。

しつけと虐待は違いますか？

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、虐待です。

虐待としつけ。この二者間には、しっかりと線引きできないグレイゾーンが存在します。が、多数の事例に関わってきた福祉、保健関係者や精神科医、小児科医などが言うように「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきです。

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えるべきでしょう。

子どもに暴力を振るわなければ、虐待ではありませんか？

身体的虐待のほか、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待があります。

2～3ページで解説しているとおり、虐待には大きく分けて4種類あります。暴力を振るうなどは身体的虐待ですが、ネグレクト(育児放棄)も大きな問題になっています。幼い子どもを室内に残して外出したり、車中に放置したり、また食事を与えない、病気や虫歯になっても治療しないなどの行為も虐待にあたります。そのほか精神的に著しく子どもの人格を否定することは心理的虐待、子どもに性的な行為を強要するなどは性的虐待にあたります。



「子ども虐待」 心のメッセージ

虐待を受けた子ども、虐待をしてしまったお母さんからの手紙をご紹介します。傷ついた子どもの様子と、子育てに苦しむお母さんの様子から、子ども虐待への対応には、子どもを守り、子育てをする親や養育者を支える視点が必要なことがわかります。

※事例は、手紙集「被虐待児からのメッセージ 凍りついた瞳が見つめるもの」椎名篤子編(集英社)より



子どものつづき



「父に体をなでまわされる」

幼稚園くらいまで、父と一緒に寝ていましたが、明け方になるといつも私の体をなでまわしていました。小学生になり、やっとひとりの布団で寝ることができるようになった頃、両親からの暴力が始まりました。それに弟も加わり、学校ではいじめられ、居場所がなく、近所の公園で木や草に話しかけ、野良猫と遊ぶときがいちばん安らげるときでした。



お母さんのつづき

虐待された子どもは、心にどんな影響を受けますか？

自分を大切に思えず、心に受けた傷に一生苦しむこともあります。

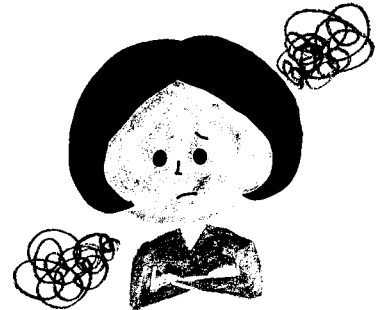
子ども虐待とは、子どもが耐え難い苦痛や、なす術のない無力感を味わうことだと言えます。虐待を受けた子どもには、非常に低い自己評価が特徴的にあらわれます。それは親や養育者から「おまえは何をしてもだめなのだ」「要らない子どもだ」というメッセージを有形無形に受け、自分の存在を肯定できなくなるからです。

自分を受け入れてくれる人や居場所が見つからず自殺を思い詰めたり、自分に自信がなく、対人関係を作るのが苦手で社会生活でも苦労するなど、一生に影響を与えることもあります。

虐待された子どもには、どんなケアが必要ですか？

子どもたちには育て直しや長期間の応援が必要です。

虐待を受けた子どもは、早期に子どもを発見して保護すること、安全に守られる生活を保障し、必要に応じて治療的環境に置くことが必要です。心のケアとして、保護者の代わりに大人が1対1の信頼関係を築き、愛着を結ぶ「育て直し」が必要なことがあります。虐待を受けた子どもが大人になっていくとき、折々に自信がなく不安であることも多く、結婚、子育てまで、継続して支えていくことも大切です。



子ども虐待を通告するのは、よその家庭に干渉するようで気が引けます

一刻も早く子どもを保護し、命を守るために、通告が必要です。

「虐待を通告する」というと、ものものしい感じを受ける方もいるかもしれませんが、関係機関に対して虐待についての情報を伝え、子どもや保護者への支援をスタートさせるきっかけとなるのが通告です。虐待をしている場面を確認しなくても、虐待が起こっていると思ったら通告してください。もし、虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。

通告については10ページも参照してください。

「ビンタを止められない」

息子の2歳の反抗期頃から私の強さ、わがままに耐えきれず、ぶったり、けったりが始まって、かわいいときにくらしいときがものすごいギャップのある生活でした。私自身がパニックになって息子をビンタしたりしているときは止められない状態になり、殺してしまうのではないかと思っていました。子どもと対立して、子どもを負かすために殴っていたと思います。

「あんたなんか死ね」

5歳と2歳の女の子の母親(31歳)です。上の子に「あんたなんか死ね」「嫌われ者」「大キライ」など、毎日何回も言っています。一日のうち急に悲しくなったり、子どもを叱ってみたり、たたいたり、殴ったりもします。体じゅうの血液が逆流するように人格も自分でも別人のようになっていると思います。

「ミルクをあげるのがおっくう」

夫に借金があるのがわかり、息子が6カ月になった頃から、泣き声が耳につき、だんだんうるさくなりました。息子はいい子なのに、私はミルクをあげるのがおっくうで、お腹がすいて泣くのを放っておくのです。息子は泣き疲れ、指をしゃぶりながら眠ってしまいます。申し訳なさで涙が出るのですが、また、同じ事をしてしまう二重人格の私がありました。

「私は子どもを虐待しているかも？」 虐待してしまうのは、どんな場合なのでしょう？

多くのお母さんやお父さんは、子どもを愛しみ育てたいと思っていますでしょう。
でも、子どもへの虐待は起こります。なぜなのでしょう？

虐待は、どこの家庭でも起こりうるものです

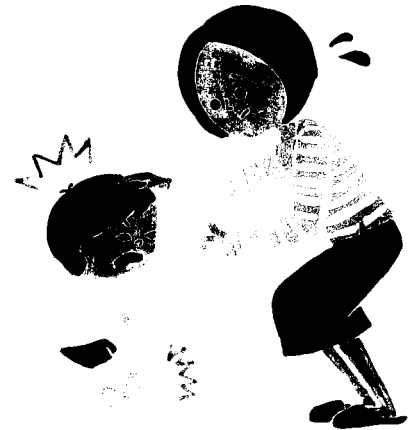
情報が氾濫している今、「こうしなければならない」「こうでなければならない」というプレッシャーがお母さんを追いつめ、完璧な親になろうとして、うまく行かずに、子どもに当たってしまうことがあります。夫の生活が仕事中心で育児に協力してくれない、核家族化で親しく相談できる人がいない、など、現代社会が抱えている問題が背景に潜んでいることもあり、子ども虐待は、どの家庭でも起こりうることだと言えます。

虐待を引き起こす要因は何でしょう

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こるようです。
要因には、以下のようなことが挙げられています。

さまざまな要因

- 育児に不安がある
- 夫が育児に協力してくれない
- 夫婦の仲がよくない
- 経済的に苦しい
- 夫が定職についていない
- 孤立した子育て
- 親自身が自分の親との葛藤を抱えている
- 虐待の世代間連鎖※
- 産後うつ病
- アルコール依存症 など



※連鎖を起こすのは、虐待を受けた人の約3分の1程度という報告があります。
子ども虐待を受けた人のすべてが連鎖を起こすのではなく、その他の多くの人たちは一生懸命に子育てしています。

もし今、虐待しそうだと思ったら

子どもを虐待しそうになってしまったら、すぐに今できる
右の対処法を思い出しましょう。

気持ちを落ち着かせて、冷静になることが大切です。そして
自分だけで想いを抱え込まずに、電話相談するなど、助けを
求めましょう。

気持ちが穏やかなときに、右の3つの方法を確認しておき
ましょう。

子どもから離れて、部屋の外に出てみましょう



子育てに悩みや不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の悩みが募ると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。思い詰めてしまう前に、育児の相談をしたり、お母さん同士で交流することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。詳細については、あなたのお住まいの市区町村におたずねください。

♥ 民間団体が行っている 電話相談を利用しましょう

子育てしていて、つらいことはありませんか？ ひとりで
苦しみ、悩みを抱えていないで、電話相談をしてみませ
んか？

思わず子どもを殴ってしまいそうになったら、その上げ
た手で受話器を握り、電話をかけてみませんか？ 誰か
に自分の気持ちを話すことで、あなたはひとりではなく
なると思います。

☎ 「全国 子育て・虐待防止ホットライン」
0570-011-077 (ナビダイヤル・10～17時・日祝休)

♥ 仲間づくりをしましょう

- 地域子育て支援拠点
(つどいの広場、地域子育て支援センターなど)
- 子育てサークル など



♥ 育児支援のための 家庭訪問を利用しましょう

- 支援を必要とする家庭への訪問
- 出産後の母親への家庭訪問
- 保健師などによる乳幼児家庭訪問 など

♥ 専門職へ相談しましょう

- 乳幼児健康診査
- 保健師、保育士、医療関係者などに相談 など

大きく深呼吸してみましょう



上げたその手で、受話器を持って、電話相談しましょう



家庭を支える子ども虐待防止のネット

子ども虐待の早期発見・早期対応・再発防止には、地域の関係する各機関のネットワークがたいへん重要です。子ども虐待についての情報を持っている方は、最寄りの機関へご相談ください。
(地域によって名称や活動内容が異なることがあります。)

保育園・幼稚園

毎日通う場ですから、親子の気になる様子に気づきやすいのが特徴です。



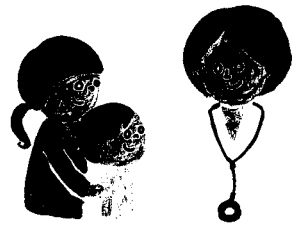
学校

子どもが毎日通うので、気になる様子や変化を察知できます。不登校などの場合は、保護者に連絡を取ったり、児童相談所などと連携を取ります。



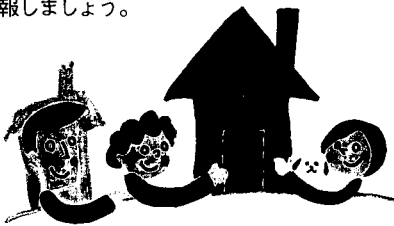
病院・診療所

子どものケガの治療などで、虐待を発見するケースがあります。



近隣住民(すべての国民)

頻繁な泣き声や怒鳴り声、子どものケガや身なりなど、「虐待では?」と気になることがあったら通報しましょう。

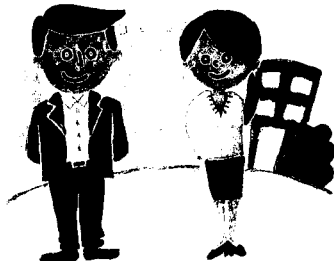


家庭



子ども虐待防止に関わるNPO

電話相談や講演会などを通して、子ども虐待防止に関わる活動を行っています。



民生委員・児童委員・主任児童委員

地域の人などからの情報によって、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



警察

地域の住民からの通報によって出動し、虐待を発見することがあります。児童相談所の立ち入り調査などに協力します。



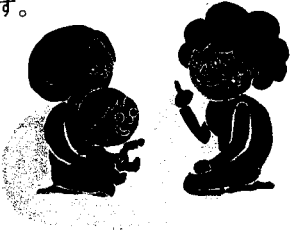
フーク

「児童虐待防止法」によって、子ども虐待は禁止されています

平成12年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。第三条に、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とされているように、子どもへの虐待は法律によって禁止されています。また、第六条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」とされており、虐待に気づいた人は、通告する義務があります。

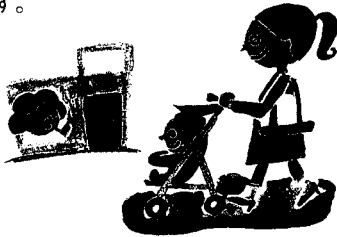
保健所・保健センター

健診や健康相談などを通して、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



地域子育て支援拠点(つどいの広場、地域子育て支援センターなど)

育児相談などを通して、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



通告

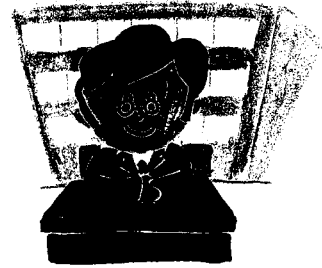
療育センター(障害のある子どもの相談機関)

相談や養育訓練を通して、子どもの様子をキャッチし、虐待があるようなら、通告します。



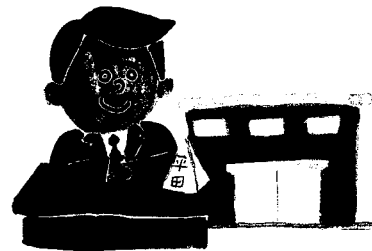
児童相談所

虐待の通告を受け、専門職による調査・判定などを経て親子を支援したり、子どもの施設への入所手続きをします。虐待に対応するためのさまざまな法的権限をもつ機関で、親や養育者が拒否する場合でも、立ち入り調査や一時保護、あるいは親子を分離するために家庭裁判所への申し立てを行うことができます。



市区町村の役所

児童相談所のアドバイスを受けながら、親子を直接援助したり、関係機関をつなぐ大切な役割を担います。



福祉事務所

子ども、お年寄り、障害者への福祉サービスの総合窓口です。第一線で担っています。通告を受け、必要なら面接や訪問などを行い、親子を支援します。

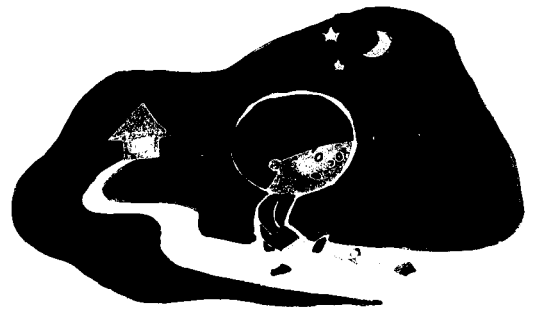


「子ども虐待」かなと思ったとき、あなた

「近所の人虐待しているのでは？」と感じたら、どうせ人ごと……、関わりたくない……という意識は捨てましょう。子どもがひどい状況に置かれているかも知れません。子どもはほとんどの場合、自分から助けを求めることができませんから、子どもを救うために、あなたが、ぜひ行動を起こしてください。

「虐待かな？」と思われる子どもや家庭を知った人は、迷わず通告しましょう

体に殴られたようなあざや切り傷をつけた子どもがいる、汚れた衣服を着て食事を与えられていないような子どもがいる、子どもが厳冬期に戸外に長時間出されている、子どもの姿は見たことがないけれど火がついたように泣いているのがいつも聞こえる、小さな子どもを残して両親がいつも外出し食事や世話を十分にしていない……。このように、著しく様子がおかしい、適切な養育を受けていない子どもがいるようだ、と気づいた方は地域の児童相談所などに通告してください。



● 「虐待といいきれない」と迷ったら、相談してください。

あなたからの相談が、苦しい思いをしている親子がよき援助者に出会えるきっかけになるはずです。

● 事実を目で確認しなくても、匿名でも通告することができます。

相談した人が誰かを特定するような情報は、必ず守られます。

結果として虐待でなくても、通告した人が責められることはありません。

相談は

虐待ともいえないけれど、
ちょっと危なっかしい…

「子どもをひどく叱っている」……など、日常的ではないけれど、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。育児の悩みを話せる相手がいれば、もしかしたら心が少しおだやかになれるかもしれません。でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、児童相談所などへ連絡し、専門職の支援にゆだねましょう

「全国 子育て・虐待防止ホットライン」

☎ 0570-011-077 (ナビダイヤル・10～17時・日祝休)

地域の連絡先を記入しておきましょう

☎ 児童相談所 都道府県、指定都市に設置されています。
<http://www.mhlw.go.jp/support/jidousoudan/index.html>

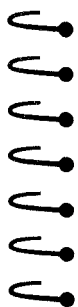
□□□□-□□□□-□□□□

☎ 市区町村の役所 地域の市区町村の子ども虐待に関する担当部署に連絡してください。

□□□□-□□□□-□□□□

☎ 福祉事務所 都道府県、指定都市、市および特別区に設置されています。最寄りの行政機関にお問い合わせください。

□□□□-□□□□-□□□□



子どものこんなサインを見落としていませんか？

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で、子どもを虐待から救えます。右のサインが見られたら、様子を見守り、児童相談所などへの相談をお願いします。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 不自然な傷や打撲のあと | <input type="checkbox"/> 夜遅くまで一人で遊んでいる |
| <input type="checkbox"/> 着衣や髪の毛がいつも汚れている | <input type="checkbox"/> 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣くなど心配な様子がある |
| <input type="checkbox"/> 表情が乏しい | <input type="checkbox"/> 「痛い」「やめて」という声が聞こえる |
| <input type="checkbox"/> おどおどしている | <input type="checkbox"/> 親を避けようとする |
| <input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、乱暴になる | |

にできること

保護された子どもは、どんなところで暮らすことになるの？

虐待を受けた子どもが危機的な状況にあると判断された場合などには、児童福祉法によって児童相談所が一時保護します。その後、家に帰せないと判断された子どもは、児童福祉施設に入所したり、里親さんのもとで暮らすことになります。関係する児童福祉施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設などがあります。

乳児院

乳児（1歳未満児）や幼児を養育する施設です。家族に対しても養育に関する相談やアドバイスを行っており、入所した子どもの6割以上が両親や親族の元に帰ります。

全国乳児福祉協議会
(<http://www.nyujin.gr.jp/>)

児童養護施設

虐待を受けた子どもや保護者のない子どもなどが18歳（場合によっては20歳）まで生活する施設です。子どもの心理的なケアや個別的な対応を行い、家族に対する支援を行うとともに退所後の相談や援助も行います。

全国児童養護施設協議会
(<http://www.zenyokyo.gr.jp/>)

児童自立支援施設

家庭環境による非行やその他の理由により生活指導等を要する子どもが入所する施設で、生活指導や学習指導などの自立支援を行っており、退所後の相談や援助も行います。

全国児童自立支援施設協議会
(TEL.059-232-2598)

情緒障害児短期治療施設

虐待を受けた子どもなど、心の治療が必要な子どもが入所または保護者の元から通所し、施設や家庭で生活しながら治療する施設で、医師や心理療法を担当する職員などが配置されています。

全国情緒障害児短期治療施設協議会
(<http://www.geocities.co.jp/NeverLand/8448/>)

母子生活支援施設

配偶者のない母親などと18歳（場合によっては20歳）までの子どもを保護し、母子の生活や自立を支援している施設です。

全国母子生活支援施設協議会
(<http://www.zenbokyuu.jp/>)

自立援助ホーム

施設等を退所し就職する中学校卒業児などに対し、ホームでの暮らしの中で相談、その他の日常生活上の援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

全国自立援助ホーム連絡協議会
(<http://www1.odn.ne.jp/jienkyou/>)

里親さんになろう

虐待を受けた子どもや家庭で養育できない子どもを家庭的な環境の中で家族のように育てるのが里親です。子どもが地域において里親から温かい愛情を注がれながら暮らすことができるとも大切な制度です。なお、里親に対しては相談や養育援助などの支援が行われています。

里親になりたい場合

児童相談所に申請し、児童相談所が申請者の家庭の状況などを調査。その後、各都道府県の社会福祉審議会などの意見を聴いて、里親になることが適当と認められると、知事が里親として認定します。里親への子どもの委託は、登録された里親の中から児童相談所が決定します。子どもを養育している間は、里親手当、子どもの生活費や教育費などが支給されます。

お問い合わせ 地域の児童相談所まで



オレンジリボンの運動を知ってください

～オレンジリボンには、「子ども虐待防止」というメッセージが込められています～



子どもが虐待によって命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、オレンジリボン運動が始まりました。オレンジリボンを見たときに、子どもへの虐待防止を思い出してください。オレンジリボンの運動を、全国に広げていきましょう。

リボンに、オレンジ色を選んだ理由

—オレンジ色はあたたかさや明るさの象徴です—

オレンジ色は里親家庭で暮らす子どもたちが選んでくれた色です。子どもたちは胸の中できっとオレンジフルーツのような明るさと、暖かさを大人に求めているのかもしれません。

オレンジリボン運動の起源は、痛ましい事件から

2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の可愛らしい兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。警察に通報されていったんは保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために、9月11日ガソリンスタンドや車の中でまたさんざん暴行を受け、息も絶え絶えの状態ですら橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われる、という痛ましい事件が起こりました。

2005年、栃木県小山市の「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」を始めました。そして、NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」が協力し、大きく育てました。

オレンジリボンに願いを込めて、全国に活動を広げています

子どもが虐待を受け、近年、命を失ってしまうという事件が年間約50件近く起きています。それだけではありません。虐待を受け、苦しんでいる子どもたちが増え続けています。そして、その苦しみの余り自らの命を絶ってしまう子もいます。

私たち児童虐待防止全国ネットワークは、このような事件が決して起きてはならないという願いを込めて、2006年からオレンジリボン運動の総合窓口を担っています。

国や自治体などのバックアップもあり、子ども虐待の現状に直面する児童福祉の関係者をはじめ、各種団体・企業・個人の皆様へと、全国的に活動が広がっています。



オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが
社会全体の責任であることを自覚して、
次のとおり行動します。

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④ 私たちは、地域の連帯を上げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

啓発活動のための各種ツール

オレンジリボン運動は、一人ひとりの胸にオレンジリボンをつけていただき、「子ども虐待」について知ってもらうための活動です。ピンバッジやポスター、チラシなどの配布やホームページなどを通じて、広く皆様に虐待に関する情報を提供しています。

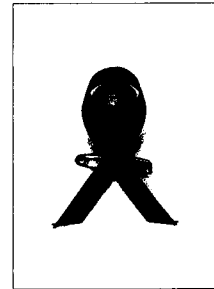
ピンバッジ

オレンジリボンのピンバッジです。いつも身につけていただき、子ども虐待防止をPRしてください。台紙にもオレンジリボンのメッセージがこめられています。500円の寄付に対するお礼としてお渡ししています。



布製オレンジリボン

市販のリボンを使用し、ご自身で手軽に作れます。イベントや街頭などでの配布など、広くご活用いただけます。ホームページで作り方を紹介しています。



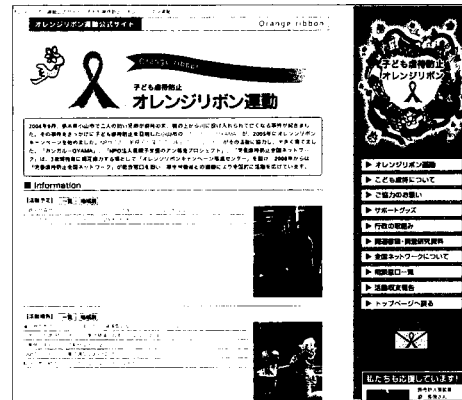
ポスター・チラシ

「子どもへの虐待をなくそう!」とオレンジリボンの趣旨を説明するポスターとチラシを配って、子どもへの虐待防止を呼びかけています。



ホームページ

オレンジリボン運動公式サイトでは、オレンジリボン運動の活動紹介のほか、子どもへの虐待についての説明や統計データなどの紹介、相談窓口の一覧も掲載しています。



<http://www.orangeribbon.jp/>

子どもを虐待から守るための5カ条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告してください)
- 2 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)
- 3 ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)
- 4 親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
- 5 虐待はあなたの周りにも起こりうる(特別なことではありません)

自治体や企業も、オレンジリボン運動に

民間団体、企業、自治体、厚生労働省等にご協力いただき、子ども虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を子ども虐待防止活動のいろいろな場面（イベント、ツール作成、街頭配布等）で活用していただいています。オレンジリボンのホームページ（<http://www.orangeribbon.jp/>）でも、全国のイベント告知や情報を随時紹介しています。（以下ご紹介は、2007年度の一例です）

シンボリックな建造物のオレンジライトアップ

- 東京都庁、レインボーブリッジ（東京都）
- 群馬県庁昭和庁舎、群馬会館（群馬県）
- 明石市立天文科学館（明石市） 等



群馬県庁昭和庁舎

オレンジリボンツリー等オブジェの作成・設置

- 愛知県（一万人のオレンジリボンタワーキャンペーン）
- 三重県（県庁ロビー、みえこどもの城）
- 大阪市（市役所正面玄関）
- 高松市（市役所、市民ホール）
- 岡山市（岡山駅前街頭キャンペーン）等



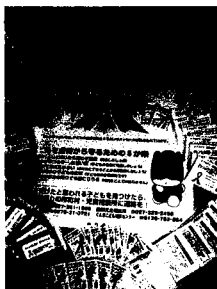
岡山市オレンジリボンツリー



みえこどもの城
オレンジグラスツリー

オリジナルグッズの制作・配布キャンペーン活動

- 20自治体以上でチラシ、シール、ティッシュなどを作成し、街頭などで市民に配布



群馬県

オレンジリボンバス、電車など

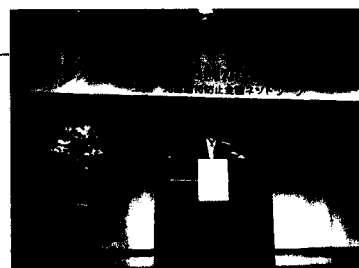
- 熊本市（市電）
- さいたま市（市バス） 等



熊本市電

シンポジウム、研修会等での活動

- 日本子ども虐待防止学会 第13回学術集会三重大会
- NPO子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク（第10回子ども虐待防止シンポジウム）
- 神奈川県（「こどもの未来を守ろう」～地域のネットワークで虐待防止～）
- 厚生労働省（「子どもの虐待防止推進全国フォーラム inくまもと」）
- 児童虐待防止全国ネットワーク「いま、家族に何が起きているか」講演会 等



「いま、家族に何が起きているか」講演会

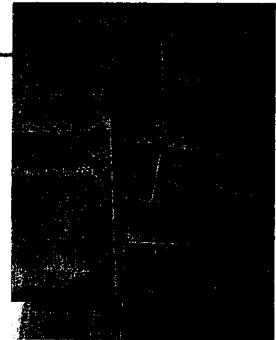
プロスポーツなどでのPR

- 読売ジャイアンツ（ジャイアンツファンフェスタ）
- 広島カープ（広島－巨人戦）
- ファジアーノ岡山FC（サッカー教室） 等

取り組んでいます

🎗️ TV、新聞、雑誌、電飾看板などでのPR

- 読売新聞(11月6日～10日、特集連載記事等)
- アーチビジョン渋谷(東京・渋谷駅前の大型画面でのCM放送)
- 熊本日々新聞社(月刊誌掲載)、
- 東京ドーム(ジャイアンツファンフェスタ・読売新聞社の協力)
- 広島市民球場(広島ー巨人戦・広島県の協力)
- 埼玉県(大宮駅前大画面での放映)
- 茨城県(NHK県域デジタル放送)
- 厚生労働省(民放各局でのTVCM)
- 福祉新聞(特集記事)



読売新聞2007.11.1～11.5

🎗️ ユニークなイベント等での活用

- 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社
(店頭のカーネルサンダース人形がオレンジたすきをかけた)
- フィリップモリスジャパン株式会社(オレンジリボンカー)
- MULTEE.PURPOSE(音楽イベントでのブース出展協力)
- 日本子ども虐待防止民間ネットワーク「全国一斉 子育て・虐待防止ホットライン」チラシ
- オリジナルオレンジリボンキャンペーンソングの作成「Here I am」歌:中西圭三(岡山市)
- 愛知県児童総合センター(「赤と黄色の間」イベント)
- 子どもの虹情報研修センター等(「オレンジリボンたすきリレー」箱根～大手町)
- 児童虐待防止全国ネットワーク(「子どもの虐待死を悼みのちを語る市民集会&パレード」) 等



市民集会での中西圭三さん

「オレンジリボン」個人サポーターになってください

オレンジリボン運動を支援していただける個人サポーターを募集しています。

サポーターとして、オレンジリボンバッジを胸につけ、子ども虐待防止をアピールしてください。

子ども虐待の現状を知り、周りの人にも伝えてください。また、各地の自治体・虐待防止団体などの実施する虐待防止のためのイベントやシンポジウムなどへの参加や、ボランティアなどご協力ください。

サポーター登録には入会金、登録料、会費など費用は無料です。

お問い合わせ先・登録方法

オレンジリボン運動のホームページから登録できます。(http://www.orangeribbon.jp/)

インターネット環境にない方は、電話やFAXにてお問い合わせください。(オレンジリボン運動事務局 TEL&FAX:03-6380-6380)

後援/内閣府、文部科学省、厚生労働省、日本子ども虐待防止学会、財団法人こども未来財団、読売新聞社 ほか

協賛/財団法人SBI子ども希望財団、フィリップモリスジャパン

支援団体・企業/日本子どもの虐待防止民間ネットワーク、NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち、ネグレクトを知る会、子どもの虹情報研修センター、NPO法人児童虐待防止協会、NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取、NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが、NPO法人彩の子ネットワーク、NPO法人MCサポートセンター(みっくみえ)、ながの子どもを虐待から守る会、NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター、財団法人児童健全育成推進財団、NPO法人岡山市子どもセンター、NPO法人埼玉子どもを虐待から守る会、全国児童相談所長会、白河花里倶楽部、こども家庭支援センター シャローム、NPO法人新座子育てネットワーク、キャブネット・みやぎ(子ども虐待防止ネットワークみやぎ)、全国児童家庭支援センター協議会、岡山県教職員組合、NPO法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター、オーバードライブ九州、オービックビジネスコンサルタント

(順不同・平成20年2月現在)

「子ども虐待防止オレンジリボン」の総合窓口 NPO法人・児童虐待防止全国ネットワーク

子どもたちと虐待に関わる各分野での情報交換や共同のソーシャルアクションを行い、また現状や見通しなど各分野からの意見・報告を積み重ねて検討したりシンポジウム等で発信したりする活動や、子ども虐待の現状や防止などについて広く啓発するための活動を行っています。厚生労働省の呼びかけによって子ども虐待問題に取り組む省庁及び関係団体が集う「児童虐待防止対策協議会」のメンバーです。

主な活動内容

- 子ども虐待に関わる法制度の改善のための啓発と現状に基づいた建設的な議論を重ねるためのシンポジウム等の開催
- 子ども虐待防止や支援活動、制度等に関する情報収集・提供・調査等の実施
- 「子どもの虐待死を悼みのちを讃える市民集会・パレード」など、子どもの虐待防止・支援環境等の改善、子どもの命の大切さを訴えるイベントの開催
- 子ども虐待防止のオレンジリボン運動事業の実施

平成19年度は全国100ヶ所以上でオレンジリボンを活用したイベントなどが開催されました。



平成19年12月、東京・日比谷公会堂等で「子どもの虐待死を悼みのちを讃える市民集会&パレード」イベントを開催し、集会に引き続き日比谷公園～銀座～東京駅前をオレンジリボンを身につけてのパレードを行い、子ども虐待防止を市民に広くアピールしました。

<http://www.orangeribbon.jp/>

発行／NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク
〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル605
Tel・Fax: 03-6380-6380 E-mail: info@orangeribbon.jp
URL: <http://www.zenkokunet.org/>



子どもへの虐待をなくそう!

子ども虐待防止オレンジリボン運動

虐待によって、子どもたちの命や心が奪われ、傷ついています。
子ども虐待について理解し、虐待をなくすために、ぜひあなたの力をかけてください。
オレンジリボンには、「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。
オレンジリボンを見たときに、子どもへの虐待防止を思い出してください。
オレンジリボンを胸につけ、子ども虐待の防止をアピールしてください。
子どもたちに希望にあふれた明るい未来を届けるのは、私たちの役目です。

《 オレンジリボン憲章 》

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。

- ♥ 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ♥ 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ♥ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ♥ 私たちは、地域の連帯を拡げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

総合窓口

NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク
オレンジリボン運動事務局

✉ Mail info@orangeribbon.jp ☎ Tel/Fax 03-6380-6380
📍 Add 〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル605
🌐 URL <http://www.orangeribbon.jp/>

後援:内閣府 文部科学省 厚生労働省 日本子ども虐待防止学会 財団法人こども未来財団 読売新聞社 ほか



知ってください、オレンジリボン運動を…

オレンジリボン運動とは、

「子ども虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広める市民活動です。
「オレンジリボン」には、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちをこめています。

2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて亡くなる事件が起きました。その事件をきっかけに小山市の「カンガルーOYAMA」が、子どもへの虐待防止を目指して2005年にオレンジリボンキャンペーンを始めました。

～二度とこのような悲劇が起こらないようにという願いから～

NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」がその活動に協力し、大きく育てました。
2006年からは、児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担い、全国的にオレンジリボン運動として活動を広げています。

あなたにできること・・・

- まずは自分の子育てを振り返ってみてください。
- 虐待と思われる事実を知ったときは児童相談所や市区町村の相談窓口へ通告してください。
- 子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに電話相談してください。
- 虐待を受けた子どもたちの自立を支援する輪に協力してください。
- 全国子育て・虐待防止ホットライン ナビダイヤル 0570-011-077
- 虐待を受けた子どもたちの親代わり(里親)になってください。
- 午前10時～午後5時(一部地域を除き日曜・祝日休)
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで「チャイルドライン」に電話して相談してください。

「オレンジリボン」個人サポーターになってください

オレンジリボン運動を支援していただける個人サポーターを募集しています。

オレンジリボンサポーターとして、オレンジリボンバッジを胸につけ、子ども虐待防止をアピールしてください。
子ども虐待の現状を知り、周りの人にも伝えてください。また、各地の自治体・虐待防止団体などの実施する虐待防止のためのイベントやシンポジウムなどへの参加や、ボランティアなどでご協力ください。
サポーター登録には入会金、登録料、会費など費用は無料です。

お問い合わせ先・登録方法

- ☎ オレンジリボン運動のホームページから登録できます。(http://www.orangeribbon.jp/)
- ☎ インターネット環境にない方は、電話やFAXにてお問い合わせください。
(オレンジリボン事務局 TEL&FAX:03-6380-6380)

オレンジリボン運動は皆様からのご寄付で活動しています。ご協力をお願いいたします。

【振込み先】

みずほ銀行 笹塚支店(161)
口座番号/普通預金 2326106
口座名義/トクビ) 児童虐待防止全国ネットワーク
オレンジリボン事業部

ゆうちょ銀行
口座番号/00160-6-726468
口座名義/特定非営利活動法人
児童虐待防止全国ネットワーク
※備考欄に「オレンジリボン」と記入してください

詳しくはホームページをご覧ください。

URL/http://www.orangeribbon.jp/

NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク オレンジリボン運動事務局
〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル605
Tel/Fax:03-6380-6380 E-mail:info@orangeribbon.jp



子ども虐待防止 オレンジリボン運動を 広げましょう

虐待によって子どもの命が奪われるという、栃木県小山市で起こった痛ましい事件をきっかけに、オレンジリボン運動が市民の手で始まりました。オレンジ色は、里親家庭で暮らす子どもたちが選んでくれた色です。この色は、未来が太陽のように明るく暖かくあるようにという思いを表しています。

オレンジリボンには「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。

オレンジリボンを見たときに、子どもへの虐待防止を思い出してください。オレンジリボンを胸につけて、子ども虐待防止の活動を全国に広げていきましょう。

オレンジリボン運動後援：内閣府、文部科学省、厚生労働省、日本子ども虐待防止学会 他

オレンジリボンは
布リボンで
簡単に作れます。



オレンジリボンのホームページの「サポートグッズ」のコーナーをご参照ください。

<http://www.orangeribbon.jp/>

オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次の通り活動します。

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④ 私たちは、地域の連携を拡げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

子どもを虐待から守るための5カ条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
(通告してください)
- ② 「しつけのつもり」は言い訳
(子どもの立場に立って判断しましょう)
- ③ ひとりで抱え込まない
(あなたにできることから即実行しましょう)
- ④ 親の立場より子どもの立場
(子どもの命を最優先しましょう)
- ⑤ 虐待はあなたの周りにも起こりうる
(特別なことではありません)

NPO法人
児童虐待防止全国ネットワーク

〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル605
TEL/FAX : 03-6380-6380
E-mail : info@zenkokunet.org
URL : <http://www.zenkokunet.org/>



子どもへの虐待防止に関わる各分野と
情報交換を行い、協働することで
子ども虐待の防止を広く
啓発するための活動を行っています。

NPO法人
児童虐待防止
全国ネットワーク

「子ども虐待」防止を広く啓発するための活動を行っています

設立の目的と経緯

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が平成12年5月24日に成立しました（平成12年11月20日施行）。これを機に、有志が集まり、子どもへの虐待防止に関わる各分野との情報交換と、協働のソーシャルアクションとして、現状分析や提言を行ってきました。各分野からの意見や報告を積み重ねて検討し、3年後のよりよい防止法改正を目指して、「児童虐待防止法の改正を求めるネットワーク」が設立されました。

平成18年10月1日をもって、「児童虐待防止全国ネットワーク」と改称し、平成19年8月にNPO法人となりました。

厚生労働省児童虐待防止対策協議会の構成団体として活動しています。

会員募集

NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク

正会員 1人 5000円（/年）

賛助会員 1口 3000円（1口以上/年）

主な活動内容

■ 法改正への意見提言等

児童虐待防止法をより実情に合ったものに改正するために必要な調査等を実施し、他団体と協働して法改正への提言のとりまとめを行います。マスコミ等への情報発信も行っていきます。



■ 鎮魂集会、パレード等の実施

虐待でかけがえのない命を失ってしまった子どもたちを悼み、虐待で苦しむ子どもたちに思いを寄せ、「虐待のない社会にしていくなために行動しよう!」とアピールする市民集会やパレード等を実施しています。



■ シンポジウム・講演の実施

虐待された子どもを支え、子どもたちの生活環境やケアなどの向上を目指すため、また、子ども虐待のない社会を実現するために、一般の方や専門職の方に向けてシンポジウムや講演を実施しています。この他、勉強会実施などのお手伝いもいたします。



■ オレンジリボン運動の実施

子ども虐待防止オレンジリボン運動の総合事務局を担っています。街頭での布リボンの配布、パンフレットの作成等、広報・啓発活動を行っています。



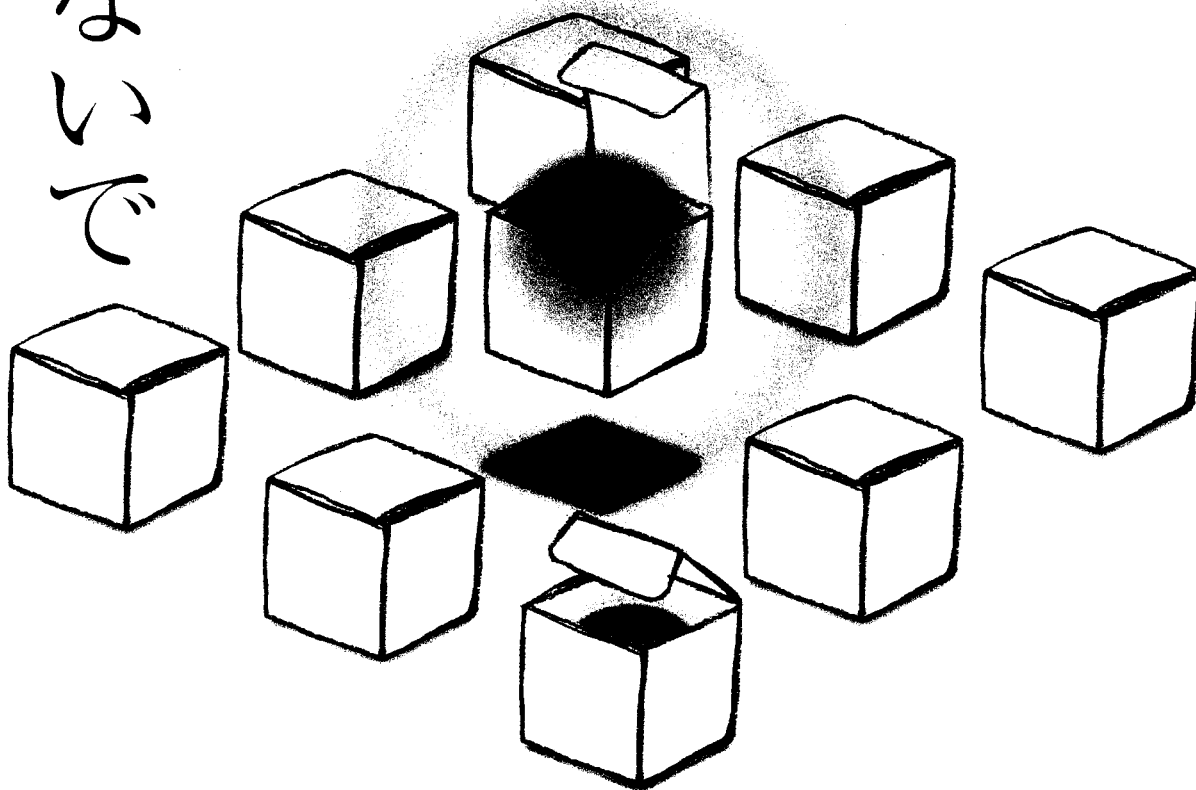


ひとり
抱え込まないで


「虐待かな？」
「子育てがづらい」

と、思ったら

お電話してください。



全国
子育て・虐待防止ホットライン

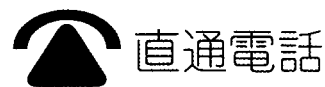
 0570-0111-077

午前10時～午後5時 ●一部地域をのぞき日曜・祝日はお休み

※IP電話（ひかり電話など）やPHSから、また、つながりにくい場合は
TEL.052-232-0624（CAPNAホットライン）にお電話ください。

子育て・虐待防止ホットライン参加団体

子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ 福島虐待問題研究会 子どもの虐待防止センター
子どもの虐待防止市民ネットワーク多摩 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク 埼玉子どもを虐待から守る会
いばらき子どもの虐待防止ネットワーク あい ながの子どもを虐待から守る会 子どもの虐待防止ネット・にいがた
子どもの虐待防止ネットワーク石川 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち miraiみらい 子ども虐待防止センター・しずおか
MCサポートセンターみつくみえ 児童虐待防止協会 三光塾 阪神子どもの虐待防止ネットワーク“ほっと”
子どもの村を設立する会 子どもの虐待防止ネットワーク・しが 子ども虐待ホットライン広島
子どもの虐待防止ネットワーク鳥取 子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ ふくおか・こどもの虐待防止センター
子ども虐待防止みやぎの会 以上24団体



CAPNAホットライン

052-232-0624

月曜日～土曜日 ●午前10時～午後4時（祝日を除く）

NPO法人
子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
CAPNA キャブナ
Child Abuse Prevention Network Aichi



財団法人 SBI子ども希望財団助成事業
www.sbigroup.co.jp/zaidan

後援 厚生労働省・全国社会福祉協議会・日本子ども虐待防止学会
協賛 NTTコミュニケーションズ

NPO法人
日本子どもの虐待防止民間ネットワーク事務局
愛知県名古屋市中区丸の内1-4-4-404 〒460-0002
TEL.052-232-2880 FAX.052-232-2882
www2.ocn.ne.jp/~minkan

社会福祉法人 子どもの虐待防止センターの新しい取り組み

性虐待を受けた子どもへの司法面接訓練

社会福祉法人子どもの虐待防止センター（CCAP）では、平成 20 年度から性虐待に焦点を当てた取り組みを始めています。

性虐待は児童虐待の中でも、特に苛烈で深刻な後遺症を長年にわたって残すものと知られています。性虐待を受けた可能性のある子どもを早く発見し、事実をできるだけ正確に把握し、家族への有効な介入や治療を行うことが、子どもの被害を最小限に抑え回復の支援に欠かせません。

性虐待においてはしばしば、加害者が被害児を共犯者にして秘密の共有を強制したり、家族崩壊の責任を負わせたりということが起こります。被害児は自分の被害に対して、罪悪感や屈辱感を持ちがちで、誰にも被害を訴えられずに一人で苦しむことが多いと言われています。また、子どもが性被害を周囲の大人に訴えても、大人がとまどい否認してしまうことすらあり、子どもの傷つきをさらに深刻なものにすることも起こります。さらに性虐待が専門家に知られることになっても、子ども自身がなかなか開示しないだけでなく、聞き取りの仕方によっては間違った誘導をしたり、子どもを二重に傷つけることもしばしば起こります。このように子どもからの性虐待の被害の聞き取りは大変難しく、特別な訓練が必要です。

アメリカでは特別な訓練を受けた資格のある専門職が聞き取りをした性虐待の記録は法律的にも正確な情報として司法場面でも活用され、さらなる警察・検察からの聞き取りの繰り返しを防ぎ、被害者を守る役割を果たしています。日本では、このようにシステム化された性虐待の聞き取りの方法は確立されておらず、欧米でその訓練を受けた人は数人程度とされています。

そこで、平成 20 年 11 月 11 日～13 日の 3 日間、アメリカ・ミネソタ州ミネアポリスの「コーナーハウス」という子ども虐待の評価・研修センターの専門機関からトレーナーを呼び、性虐待の司法面接の集中トレーニングを行うことになりました。3 日間の集中トレーニングをすべて受講すると、コーナーハウスの修了書が得られます。

日本で子どもから性虐待の聞き取りを行う専門職である児童相談所の児童福祉司と心理職 30 名を募集したところ、日本全国から応募多数であったため定員を増やし、36 名の方が受講することに決まりました。日本ではこの司法面接が実際の裁判で利用できるか不明ですが、司法場面でも通用する聞き取りの訓練は、子どもからの開示を促し、正確な情報はその後のケースワークにも生かされることになると思います。また性虐待ばかりでなく、子どもの被害全般の聞き取りにとっても有効な訓練であると言われています。

この訓練の内容は次の通りです。

研 修 概 要

【日 時】 平成 20 年 11 月 11 日（火）～13 日（木）の 3 日間
3 日間とも午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

【場 所】 渋谷 子どもの城 研修室

【参加者】 児童相談所の現職児童福祉司と心理職 36 名

- * 参加者は、この集中訓練に先立って 11 月 8 日・9 日に行われる「NPO 法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」主催の「第 11 回子どもの虐待防止シンポジウム～子どもにやさしい聴きかた～虐待の事実を確認する技術の向上をめざして」を受講することが求められている。

【講 師】 Jodi L,Lashley,MSW,LGSW（ジョディ・ラシュリー氏）

Corner House Interagency Child Abuse Evaluation and Training Center

（アメリカ合衆国ミネソタ州・多機関連携子ども虐待評価・研修センターコーナーハウストレーニングコーディネーター兼トレーナー）

- * コーナーハウスは「子どもの福祉を最優先に」を基本理念として 1989 年にミネソタ州ミネアポリスに設立された、子ども虐待評価・研修センターで、米国の代表的な子どもの権利擁護センター（CAC: Children's Advocacy Center）です。

※ コーナーハウス URL <http://www.cornerhousemn.org/>

【研修内容】 第 1 日目 (1) 効果的な面接法とは
(2) 子どもたちはどのように性虐待を経験するか
(3) 開示のプロセス：子どもたちはどのように性虐待について話すか
(4) 性的発達
(5) 子どもたちに質問する

第 2 日目 (1) 記憶について
(2) 子どもたちはどのように考えるか：7 歳以下、12 歳以下、全ての年齢
(3) RATAAC コーナーハウスの面接プロセス
(4) アナトミカルドールの使用法など

第 3 日目 (1) 司法面性実演
(2) 評価と振り返り

【主 催】 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター

〒156-0043 東京都世田谷区松原 1-38-19 東建ビル 202

電話 03-5300-2451 Fax03-5300-2452 <http://www.ccap.or.jp>

平成20年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。そのため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠である。

このため、11月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施することにより、家庭や学校、地域など社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、多くの民間団体や国・地方公共団体など関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止対策への取組を推進し、その充実と定着を図るものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止活動の促進
- (3) 児童虐待防止活動による民間団体等の関係団体や関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

『助けての 小さなサイン 受け止めて』

平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語として全国公募により選定された
田口 景一（たぐち けいいち）さん（愛知県・公務員）の作品

5. 期 間

平成20年11月1日（土）から30日（日）までの1か月間。

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとする。

6. 主 唱 者

厚生労働省、内閣府

7. 協 力 者

- (1) 関係省庁等

警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所

(2) 関係団体

子どもの虹情報研修センター	全国情緒障害児短期治療施設協議会
(財)全国里親会	全国自立援助ホーム連絡協議会
(福)子どもの虐待防止センター	全国人権擁護委員連合会
(福)全国社会福祉協議会	全国乳児福祉協議会
(福)日本保育協会	全国保育協議会
(社)青少年育成国民会議	全国保健師長会
(社)全国私立保育園連盟	全国保健所長会
(社)全国保健センター連合会	全国母子生活支援施設協議会
(社)日本医師会	全国民生委員児童委員連合会
(社)日本歯科医師会	全国養護教諭連絡協議会
(社)日本看護協会	全国連合小学校長会
(社)日本助産師会	全日本私立幼稚園連合会
(社)日本PTA全国協議会	全日本中学校長会
(特)児童虐待防止全国ネットワーク	(特)チャイルドライン支援センター
全国家庭相談員連絡協議会	日本子ども家庭総合研究所
全国高等学校長協会	日本子ども虐待防止学会
全国国公立幼稚園長会	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
全国児童家庭支援センター協議会	日本私立小学校連合会
全国児童自立支援施設協議会	日本私立中学高等学校連合会
全国児童相談所長会	日本弁護士連合会
全国児童養護施設協議会	

8. 平成20年度における実施事項

下記の事項を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止活動を促進し、各関係団体・関係機関などの連携の強化を図る。また、地方公共団体においても、これに準じた取組が図られるよう呼びかけを行う。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット、リボン等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌及びインターネットなどを通じての広報啓発

(2) オレンジリボン・キャンペーンの推進

オレンジリボン普及のため、シンボリック施設へのオレンジライトアップやオレンジリボンを付けての子ども虐待防止パレードなどの実施

(3) フォーラム・シンポジウム・講演会・研修会・会議・展示会などの開催

広報啓発、児童虐待問題への理解などを目的としたフォーラム・シンポジウム・講演会・研修会・会議などの開催

(4) 電話相談などの相談援助活動の実施

夜間・休日などを活用した相談援助活動の実施

(5) その他「月間」にふさわしい行事等の実施

9. 協力者等への依頼

厚生労働省は、協力者及び地方公共団体に対し、上記4の標語について広報誌への掲載等による周知等及び上記8の事項を実施するための支援、協力を依頼すること。

10. 月間における関係団体等の取組状況などの公表

厚生労働省は、児童虐待防止対策協議会（※）の関係府省庁等や関係団体の平成20年度月間における児童虐待防止に資する取組の実施（予定）状況等について調査し公表すること。

11. 児童虐待防止対策協議会の開催

厚生労働省は、月間に向けて児童虐待防止対策協議会を開催し、国民に向けて、月間等における取組状況について情報提供するとともに、協議会参加団体の総合的な取組の推進に向けた連携の強化やさらなる児童虐待防止対策の充実を図るための方策などについて検討し、社会全体で早急に解決しなければならない問題であることをアピールすること。

（※）児童虐待防止対策協議会

児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、虐待に関する通報・情報提供の促進と関係団体等との連携強化など、総合的な取り組みを進めるため、平成11年11月に設置（平成20年9月現在、6府省庁等及び41団体が参加。）。

【関係府省庁】

平成20年度における児童虐待防止に向けた取組の実施(予定)状況

府省庁等名	実施(予定)事項	実施(予定)期間・日	具体的内容等(テーマ・開催場所等)	備考	
1	内閣府	「全国青少年健全育成強調月間」とあいまって広報・啓発活動を実施	11月	「全国青少年健全育成強調月間」実施要綱(内閣府特命担当大臣決定予定)において、取り組むべき課題の重点事項として「児童虐待の予防と対応」を掲げ、各都道府県を通じて全国の市町村に周知するとともに青少年関係団体にも周知予定。	主唱
2	警察庁	「児童虐待防止対策の推進」を11月の警察庁広報重点に指定	11月中	地域ぐるみの児童虐待防止対策を図るため、児童虐待防止推進月間に合わせて重点的に広報啓発活動を展開し、児童虐待の早期発見・早期通告に対する理解と協力を呼び掛ける。	
		児童虐待の早期発見等に関する広報啓発及び部内教養の実施	11月中	児童虐待の早期発見、早期通告に対する地域住民の理解と協力を得るため、都道府県警察のホームページ、交番等が発行するミニ広報紙、児童虐待防止推進月間のポスター、リーフレット等を活用した広報啓発の推進について都道府県警察に対して指示する。 また、児童虐待の早期発見、被害児童の早期保護等を図るため、執務資料等を活用した効果的な職員教養の推進について都道府県警察に対して指示する。	
		児童虐待防止対策に関する全国規模の専門研修の実施	10月6日～10月10日	児童虐待防止推進月間に向けて、都道府県警察において児童虐待防止対策に従事する担当者に対して、集中的な専門研修を実施した。	
3	最高裁判所	「児童虐待防止推進月間」について各家庭裁判所へ周知	10月	「児童虐待防止推進月間」関連のポスター・チラシ配布について各家庭裁判所に通知	協力
4	法務省	相談電話「子どもの人権110番」の開設	平成20年11月1日から同30日	全国の法務局・地方法務局において、フリーダイヤルの相談電話を設置し、子どもの人権専門委員会を中心とする人権擁護委員と法務局職員が、「いじめ」や児童虐待をはじめとする子どもの人権問題に関する相談に応じているが、左記期間中も実施する。	

4	法務省	子どもの人権SOSミニレターの配布	同上	全国の小中学校の児童・生徒全員を対象に、料金受取人払いの手続を施した便せん兼封筒付のミニレターを配布し、「いじめ」や虐待等を受けて誰にも相談できずに悩んでいる児童・生徒から送付のあったミニレターについて、子どもの人権専門委員会を中心とする人権擁護委員と法務局職員が、手紙、電話又は面談により対応しているが、今年度は、10月下旬ころから順次配布する。	
		インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)の開設	同上	パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談を受け付ける窓口を開設し、「いじめ」や児童虐待などの子どもの人権問題に関する相談について、子どもの人権専門委員会を中心とする人権擁護委員と法務局職員が、メール、電話又は面談により対応しているが、左記期間中も実施する。	
		子どもの人権専門委員全国会議	平成20年11月20日	全国の人権擁護委員の中から選任された子どもの人権専門委員50名が出席し、児童虐待を始めとする子どもの人権侵害防止に関する具体的な取組方針について協議する。	
5	文部科学省	関係機関・団体に対し児童虐待防止推進月間実施の通知の送付	10月	関係機関・団体に対し通知を送付することで月間の実施についての周知を図る。	
		関係機関・団体に対しポスター・リーフレットの送付	10月	関係機関・団体に対しポスター・リーフレットを送付することで虐待防止について啓発を図る。	
6	厚生労働省	「児童虐待防止推進月間」標語の募集、公表 『助けての 小さなサイン 受け止めて』	9月19日公表	国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目標に、「児童虐待防止推進月間」標語を公募した。応募総数4,428作品の中から最優秀作品を選定し、当該作品には厚生労働大臣賞(表彰状)を授与する。	
		児童虐待防止推進月間等用広報啓発ポスター・リーフレットの作成・配布	9月19日発表	主に一般国民を対象としたポスター・リーフレットを作成し、地方自治体、関係団体等において効果的に活用していただくよう、各方面に幅広く配布する。 *ポスター：約250,000部 *リーフレット：約3,000,000部	

6	厚生労働省	政府広報等を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発	10月以降順次	<p>児童虐待防止対策に関して、広く国民一般にも理解を求め児童虐待防止に向けての社会的な関心の喚起を図る。</p> <p>【広報内容】</p> <p>テレビ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「MY JAPAN」（朝日ニュースター 11月1日放送） <p>ラジオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栗村智のHAPPY！ニッポン！」（ニッポン放送 11月1日放送） <p>新聞突出し広告（10月27日の週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モバイル携帯端末サイト広告（The News 10月27日（月）～11月2日（日）） ・インターネットサイトテキスト広告（NIKKEI NET、jiji.com、47NEWS 10月27日（月）～11月2日（日）） 	
		「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」の開催	11月2・3日	<p>滋賀県大津市において「子どもの幸せのために～虐待・いのちを考える～」と題するシンポジウムを開催するとともに、民間団体と自治体との協働、保健・医療・福祉の有機的な連携のあり方、地域協議会の機能強化や市町村等との連携のあり方、子どもの権利擁護や今後の社会的擁護のあり方をテーマとした分科会を開催する。</p> <p>（主催）厚生労働省 （協力）滋賀県、大津市、滋賀県要保護児童対策連絡協議会 （後援）読売新聞社 他 （開催場所）滋賀県立びわ湖ホール ほか</p>	

【関係団体】

平成20年度における児童虐待防止に向けた取組の実施(予定)状況

団体名		実施(予定)事項	実施(予定)期間・日	具体的内容等(テーマ・開催場所等)	備考
1	日本弁護士連合会	日弁連HP上で広報活動を行う。	2008年11月1日～	昨年度と同様、児童虐待防止推進月間キャンペーンのお知らせをHPへ掲載する。	
		ポスターを各弁護士会に送る。	2008年10月～	厚労省より頂いたポスターを52弁護士会へ送付し掲載をお願いする。	
2	全国乳児福祉協議会	乳児院倫理綱領の決定、周知	5月～通年	・19年度より検討、20年5月組織決定 ・5月以降、広報媒体や組織作成資料、研修会等で周知	(別紙)
		子ども虐待防止推進全国フォーラム(厚生労働省)開催の周知	～11月	・広報媒体で情報提供、呼びかけ	
		「児童虐待防止推進月間」標語、ポスター・リーフレットの周知	～11月	・広報媒体で情報提供 ・乳児院に送付、周知 ・本会ホームページにて紹介	
		児童虐待防止関連各種イベントの周知	～12月	・広報媒体で情報提供、呼びかけ	
		研修等での学習・研鑽	～1月	養育と発達保障、愛着形成、保護者支援などのテーマで、権利擁護や虐待防止、被虐待児の養育、虐待した保護者へのアプローチや支援、などについての学習機会を提供	
3	全国民生委員児童委員連合会	情報誌を通じた広報啓発	平成20年9月～	広報誌「民生委員・児童委員のためのひろば」および「単位民児協会長のための情報誌view」等において、「児童虐待防止推進月間」に向けて各都道府県・市区町村(単位)民児協において児童虐待防止の取り組みを行うよう広報・啓発する。	
		「児童虐待防止推進月間」標語募集、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」開催等の通知	平成20年7月～	各都道府県・指定都市民児協に募集要綱、開催案内等の送付等により、応募・参加の協力を呼びかけた。	

3 全国民生委員児童委員連合会

<p>児童委員活動強化推進方策「ひろげよう地域に根ざした思いやり」行動宣言児童委員（主任児童委員）版の策定</p>	<p>平成19年12月～平成22年11月</p>	<p>平成16年より推進してきた「児童委員活動強化方策第2次アクションプラン」に引き続き、平成19年12月からの3か年、従来の幅広い多様な子育て支援活動の一層の推進とともに、特に活動を強化してとりくむべき課題を3点掲げて重点的に取り組む。</p> <p><重点課題></p> <p>(1) 地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進 (2) 課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進 (3) 児童虐待の早期発見・早期対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進</p>	
<p>全国民生委員児童委員大会</p>	<p>平成20年10月29～30日</p>	<p>大会2日目において『「児童虐待防止への取り組み」～早期発見・早期対応や、課題を抱える親子への個別援助の取り組み～』、『「児童委員・主任児童委員と学校・地域・関係機関との連携と協働」～子育て支援活動と児童の健全育成活動～』をテーマとした活動交流集会をそれぞれ実施する。</p>	
<p>全国主任児童委員研修会（東西2会場）</p>	<p>平成20年7月22～23日（東） 平成20年11月26日～27日（西）（予定）</p>	<p>研修1日目において「連携・協働による主任児童委員活動の推進について考える～活動強化推進方策・行動宣言（児童委員版）の実践に向けて」をテーマとしたシンポジウムを行い、主任児童委員、児童相談所関係者、教育関係者等をシンポジストに迎え、児童虐待への対応や子育て支援における、児童委員（主任児童委員）と他機関との連携・協働について協議する。研修2日目のテーマ別研修では、「地域の専門職・他機関との協働について学ぶ～課題を抱える親子への支援のために」と「子育て支援活動の継続・発展について学ぶ～子育てを支える地域社会づくりのために」をテーマに、虐待や不登校、非行などの課題を抱える親子への他機関との協働による支援のあり方について、講義と演習により学習する。</p>	
<p>全国児童委員研究協議会</p>	<p>平成21年1月22～23日（予定）</p>	<p>2日目に児童虐待等課題を抱えた親子への見守り・支援活動や健全育成活動の充実に関する分科会を実施する。</p>	

3	全国民生委員児童委員連合会	広報誌を通じた活動紹介	平成20年4～	<p>機関紙「民生委員・児童委員のためのひろば」において児童虐待問題に関する内容を掲載し、全国の民生委員・児童委員に課題提起、具体的な取り組みの紹介、児童虐待への一層の取り組み推進の呼びかけを実施した。</p> <p><4月号>『「赤ちゃん訪問活動」を通して地域と家庭をつなぐ』をテーマに特集した。このなかで、児童委員、主任児童委員でなくてはできない活動としても取り上げ、赤ちゃん訪問活動に先駆的に取り組んでいる民児協の事例を紹介した。</p> <p><9月号>児童虐待相談対応件数が過去最高値を記録したことについて、過去10年間の相談件数と比較し掲載した。</p>
		手引き、ハンドブックの作成・配布	平成21年2月（予定）	<p>①児童委員活動の手引書を作成し、特に児童委員活動強化推進方策「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言児童委員（主任児童委員）版の3つの重点課題について、具体的に取り組む際の参考となる資料として作成する。</p> <p>②主任児童委員ハンドブックを作成し、特に児童委員活動強化推進方策「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言児童委員（主任児童委員）版の3つの重点課題について、児童虐待防止活動等に取り組む際の参考となる資料として作成する。</p>
4	(社福) 子どもの虐待防止センター	夜間電話相談	平成20年 11月4日・5日	親等からの育児困難や虐待の電話相談を、夜間まで時間延長して受ける
		性的虐待を受けた子どもへの司法面接訓練	平成20年 11月11日～13日	児童相談所の児童福祉司と心理職を対象に性虐待を受けた子どもからのききとり訓練
5	(社) 日本医師会	児童虐待防止推進月間における取組	10月頃	「児童虐待防止推進月間」について、都道府県医師会等を通じて会員への周知を行う予定。
6	全国保育協議会	第52回全国保育研究大会	10月30日～11月1日	第6分科会「児童虐待防止への取り組み」(講義・意見発表・演習/講師 才村純氏)於:広島国際会議場
		平成20年度「児童虐待防止推進月間」の広報	11月	会報「ぜんほきょう」11月号における記事掲載による広報

7	日本子ども家庭総合研究所	実行委員参加	2008年11月9日	子ども虐待オレンジリボンたすきリレー キャンペーン (主催) 子ども虐待防止全国ネットワーク 1. たすきリレー 渋谷～横浜グランモール 2. キャンペーン活動 横浜グランモール会場	
		パネル展示	2008年11月1日～2日	子どもの虐待防止推進全国フォーラム inしが 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール パネル展示	
		情報提供	常時	ホームページ(愛育ネット)を通じた情報提供	
		講師派遣	年間	千葉県 市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化 (アドバイザー派遣)事業 アドバイザー 千葉県 家族関係支援事業 スーパーバイザー	
		講師派遣	2008年11月19日	香川県愛育班リーダー研修	
		講師派遣	2008年11月20日	国立保健医療科学院 児童相談所 児童福祉司・児童心理司 研修	
		講師派遣	2008年11月27日	八尾市要保護児童対策地域協議会 研修会	
		主催参加	2008年11月27日	健やか親子21全国大会:母子愛育会研究集会(福岡)	
		講師派遣	2008年11月28日	四条畷市要保護児童対策地域協議会 研修会	
8	全国保健師長会	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 講演会 テキスト編集販売 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年9月～平成21年2月 平成20年8月2日 平成20年8月～ 	<ul style="list-style-type: none"> 「保健機関が行う親支援のためのグループミーティング」研修新潟・岡山で実施予定 世界乳幼児精神保健学会の会場にて、講演会「地域の子どもと家族のための乳幼児精神保健活動～欧州早期促進活動の経験から～」実施、講師:カイヤ・プーラ先生 テキスト「保健機関がおこなう親支援グループミーティング」作成、販売開始 	
9	日本私立中学高等学校連合会	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム inしが」の後援、協力	平成20年10月	全国フォーラムを後援し、機関誌「私学時報」で周知すると共に、滋賀県私学協会に協力を依頼する。	
		平成20年度「児童虐待防止推進月間」の概要の周知	平成20年11月	機関誌「私学時報」や常任理事会等の会議を通じ周知するとともに、各種事業への協力を依頼する。	

9	日本私立中学高等学校連合会	厚生労働省作成広報啓発ポスター・チラシの配布	平成20年11月	下部組織である47都道府県私学協会を通じ加盟校に配付し、周知啓発を図る。	
10	全校養護教諭連絡協議会	養護教諭の職務に関する調査	平成20年9月	養護教諭の職務に関する調査の中で、養護教諭が平成19年度中に児童虐待に関わった状況を調査し、結果を平成20年9月に報告書を作成した。また、平成20年度分は、21年3月に調査し、結果を、21年9月頃報告書にまとめる。	
11	社会福祉法人日本保育協会	機関誌「保育界」による広報啓発活動	平成20年7月号	平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語募集について（お知らせ）を掲載	
12	全日本私立幼稚園連合会	機関誌「私幼時報」に掲載（予定）	私幼時報10月号（予定）	全国加盟園、約8,000園に配布し周知する	
13	日本私立小学校連合会	児童虐待問題への理解を目的としたポスター類の配布	随時		
		講演会・研修会	2009年2月	各地区研究会（広報啓発）	
14	（社）日本看護協会	研修	2日間 7月15日・16日	<p>テーマ 「子どもの虐待と愛着形成」</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた子どもの特徴 ・愛着形成 ・家族への対応 ・児童虐待に関する法律・諸制度 <p>場所：社団法人 日本看護協会 神戸研修センター</p>	<p>定員80名</p> <p>職種 保健師 助産師 看護師 准看護師</p>

14	(社) 日本看護協会	検討会	平成20年度	<p>「保健師の専門性を発揮する基盤強化」検討会の開催</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会問題化している、児童虐待、育児負担や不安感等親の育児力の低下など、乳幼児期・学童期・思春期の健康づくりについて実践的な活動から保健師の専門性を検討する。 ・都道府県看護協会保健師職能委員会と協働し、全国の県・市町村保健師の取り組み事例をまとめ報告する。 <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県看護協会保健師職能委員長 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国都道府県市町村から事例の収集と報告のまとめ <p>方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの事例を郵送、メール等で収集。結果をまとめて地区別で報告する。 ・事例と報告内容を、集会や協会ニュース等で周知する。 	
15	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会総会・全体協議会	平成20年6月18日(水)	<p>基調講演「児童相談所機能強化の必要性」(厚労省講堂)</p> <p>意見交換会「効果的な援助の構築に向けた取組み」(厚労省講堂)</p>	
16	日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN)	第14回学術集会ひろしま大会開催	20年12月13日～12月14日	大会テーマ「しっかりキャッチ!! 親とこどものSOS」 重点テーマ「法改正と連携のあり方・支援の実際・医療の役割」 13日：広島国際会議場 14日：広島修道大学	
		学術雑誌発行	3回/年	「子どもの虐待とネグレクト」 10巻1号を5月発行、2号を9月発行した。3号は12月発行予定。	
		ニュースレター発行	2回/年	ニュースレター25号を10月に、26号を3月に発行予定	
17	子どもの虹情報研修センター	児童虐待防止推進月間ポスターをホームページへ掲載	9月下旬～11月末	児童虐待防止の標語および児童虐待防止推進月間ポスターをホームページに掲載し、児童虐待問題に対する深い関心と理解を求める	
		月間の趣旨を周知	10月～11月	当センターが実施する専門研修開講式の挨拶等で推進月間の趣旨を周知する。また、広報啓発チラシを配布する。	

17	子どもの虹情報研修センター	公開講座「親子のコミュニケーション」の開催	11月14日(金) 9:30~15:00	子どもの心に沿った子育てのあり方について考える 場所: 子どもの虹情報研修センター大研修室	
		児童虐待防止オレンジリボンたすきラリーの実施	11月 9日(日)	湘南コースと都心コースでランナーが横浜グランモール公園まで駅伝形式で走破し、子どもたちの明るい未来と児童虐待防止の願いを込め、児童虐待防止の象徴であるオレンジリボンに見立てた「オレンジ色のたすき」を仕立て、その心をつなぎます	
18	全国児童自立支援施設協議会	児童自立支援施設長会議	平成20年5月22日	児童虐待防止を含む自立支援施設長を対象とした研修	
		児童自立支援施設長会議	平成20年10月8日	児童虐待防止を含む自立支援施設長を対象とした研修	
19	全国連合小学校長会	児童虐待に関する実態調査	7月25日~8月25日	児童虐待に関する実態(平成19年度における)調査及び分析の考察	
20	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク	全国 子育て・虐待防止ホットライン	特設期間11月4日~9日 (通年実施)	ナビダイヤル(0570-011-077)による電話相談	
21	全国保健所長会 (財)日本公衆衛生協会 地域保健総合推進事業 全国保健所長会協力事業 健康危機管理体制の評価指標、効果の評価に関する研究(北川班)の分担研究:児童虐待 研究班・大阪府	児童虐待防止シンポジウム	平成20年11月14日	児童虐待における関係機関協働一切れ目のないケアを求めて一 於:朝日生命ホール(大阪市)	
22	社会福祉法人全国社会福祉協議会	児童虐待防止モデル事業の実施	4月~21年3月	前年度中から実施している児童養護施設等を核とした児童虐待モデル事業の成果をまとめ、年度末に児童福祉施設での取り組みを提案する。	
		地域児童の権利擁護活動の拡充	10月~21年3月	年度途中から要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を核とした、地域児童の権利擁護活動拡充の取り組みを実施する。	

23	全国情緒障害児短期治療施設協議会 職員研修会	全国情緒障害児短期治療施設協議会 職員研修会全体会	平成20年8月18～20日	行政説明(厚労省、文科省)、基調講演、4分科会、3セミナー、公開 フォーラム及び施設見学；社福)岩手愛児会 ことりさわ学園(岩手県盛 岡市)	
		全国情緒障害児短期治療施設協議会 職員研修会生活指導部会	平成20年10月23, 24日	グループ研修「子どもの心に響く療育の実践」及び施設見学；社福)タ ラプ バウムハウス(北海道伊達市)	
		全国情緒障害児短期治療施設協議会 職員研修会心理治療部会	平成20年12月4, 5日	教育講演「ADHDへの心理社会的治療」、特別講演「子ども虐待と発達障 害」、文化講演「ニュースに見る社会世相」及び施設見学；中日青葉学 園わかば館(愛知県日進市)	
全国児童家庭支援センター協議会					
24	全国児童家庭支援センター協 議会	高橋重宏先生と行く日韓児童虐待セミ ナー	10月23日～10月26日	全国児童家庭支援センター協議会創立10周年を記念し、日韓児童虐待セミ ナーを開催。高橋重宏先生(東洋大学)とキム・ヒョン先生(京畿大学)に、そ れぞれ日本と韓国についての児童虐待予防法と制度について基調講演をし ていただき、併せて韓国側の行政、専門機関、研究者によるシンポジウムも 行う。 テーマ「両国における児童虐待防止法と制度について」 開催場所:大韓民国 国会図書館 地下1階大講堂	
		広報・啓発活動		「児童虐待防止推進月間」関連の広報啓発ポスター・リーフレットの配布	
		児童虐待防止推進全国フォーラムinし がへの参加促進	11月2日～3日	目的:児童虐待防止月間の取り組みの一環として、国民一人ひとりが児童虐 待問題についての理解をより一層深め、主体的に関わりをもっていただくた めの意識啓発を図るとともに、民間団体、地方自治体、国などの関係者が連携 を強化し、効果的な取り組みを進めていくための情報交換・情報共有等を図 る。 開催場所:滋賀県大津市	
		日本子ども虐待防止学会第14回学術集 会ひろしま大会への参加促進	12月13日～14日	子どもの虐待防止に関する学術集会の開催。 大会テーマ「しっかりキャッチ!!親と子どものSOS」 重点テーマ「①法改正と連携のあり方、②支援の実際、③医療の役割」 開催場所:広島国際会議場・広島修道大学	
		児童虐待防止全国ネットワーク第6回 鎮 魂のつどい&パレード 子どもの虐待死を悼みいのちを讀える 市民集会	11月30日	NPO法人児童虐待防止ネットワークが開催する、虐待で大切な命を失ってし まった子どもたちを悼み、虐待で苦しむ子どもたちに思いを馳せ、虐待のない 社会にしていくために行動しよう！とアピールする市民集会とパレードに参 加。 市民集会:星陵会館(東京都千代田区永田町) パレード:星陵会館～ルート未定(2km程度)	

十勝こども家庭支援センター	要保護児童対策地域協議会	6月27日	業務処理状況(相談ケース数、ケース概要について) 虐待対応マニュアル作成に向けて、関係機関との情報交換	
	〃	10月16日	〃	
	児童虐待対応専門研修	10月17日	子ども虐待の現状と対応について、事例から学ぶ。グループワーク。	
	DV防止法 関係機関等連絡調整会議	10月24日	運営要綱の一部改正について、相談、対応状況に浮いて、関係機関・市町村の相談、支援、意見、情報交換。	
	乳幼児相談事業	平成14年4月～	親のリフレッシュについての講話、ストレスレベルの低減、親と子に対する個別支援、状況に合わせた支援方法についての助言・検討。	
	訪問面接・プレイセラピー	平成14年4月～	児相からの指導委託と、それ以外の養育に問題を抱えている家庭への支援。	
興正こども家庭支援センター	児童虐待防止推進月間フォーラム	11月1日	「児童虐待から子どもを救う」をテーマに、道民活動センターかでの2・7で開催。	
	オレンジリボンの街頭配布	11月1日	札幌市児童相談所などと共に、札幌市中心部でオレンジリボンを配布する。	
エンゼルキッズこども家庭支援センター	石狩後志地域用保護児童対策連絡協議会 児童虐待防止講演会報告会	11月20日	メインテーマ「あなたの笑顔が見たいから」「子どもの育ちを守るため」石狩市で開催	
児童家庭支援センターくるみ	道南地域要保護児童対策・配偶者暴力防止対策連絡協議会	9月3日	・配偶者暴力防止の施行状況及び事例紹介 ・児童虐待相談状況及び事例紹介 場所：渡島・檜山支庁 函館児童相談所	
	函館市要保護児童対策地域連絡協議会	未定	場所：函館市福祉部	
	北斗市要保護自動対策地域連絡協議会	未定	場所：北斗市民生経済部児童家庭課	
	家事関係機関との連絡協議会	未定	函館家庭裁判所	
	渡島地区少子化対策圏域協議会	未定	渡島保健福祉事務所保健福祉部子ども未来課	
日高こども家庭支援センター	児童虐待に関する講演	10月23日	浦河町内(社会福祉協議会主催)の保育講習会での講演	

日高子ども家庭支援センター	町内の各学校へ訪問・虐待防止啓発	虐待防止月間内	ポスター、パンフレットの配布、及び関係機関等の周知	
子ども家庭支援センターオホーツク	オホーツク地域児童虐待防止シンポジウム	11月下旬予定	講演・シンポジウム	
	広報・啓発活動		ポスター掲示、児童虐待防止に関するパンフレットの配布	
光が丘子ども家庭支援センター	空知母子会研修会 講師	10月26日	テーマ「育つ育てる」美唄市	
	民主教育をすすめる岩見沢市民会議講師	10月30日	テーマ「学校・地域・家庭がどのように手を結び子どもを育むのか」:岩見沢市	
羊ヶ丘児童家庭支援センター	児童虐待に関する無料電話相談	11月1日～11月30日	通常の24時間365日電話相談受付を行い児童相談所と連携して、左記の期間24時間体制でフリーダイヤルを設置し、児童虐待等に関する電話相談を受け付け対応していく。	
	児童虐待防止ポスターの地域への掲示	〃	地域にある地区センターをはじめ、広く地域に向け、児童虐待防止を啓発していくためのポスターを掲示する。	
	札幌市子どもを守るネットワーク会議	代表者会議は年1回以上。 個別ケース検討会議は、必要があるときに開催	被虐待児をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な保護に向け、保育・医療・学校関係等との適切な連携を図る目的で開催される平成20年度札幌市子どもを守るネットワーク会議に当センターも参加していく。	
旭が丘学園児童家庭支援センター	広報・啓発活動	11月18日、20日	リーフレット・ティッシュの作成、配布	
同仁会児童家庭支援センター	福祉ボランティアまつりにおける児童虐待防止・早期発見のためのチラシ配布。	10月25日	高萩市総合福祉センターで開催される「福祉ボランティアまつり」において来場者に児童虐待防止・早期発見のための市民への啓蒙を図る。	
	子育て講座等への講師派遣による啓蒙活動。	10月～平成21年3月	地域における家庭教育支援基盤形成事業として高萩市教育委員会が主催する「子育てサポートリーダー養成講座」や「子育て学習講座」に講師として相談員を派遣し、児童虐待に関する啓蒙を図る。	
児童家庭支援ホーム 希望館	虐待防止推進月間ポスターの掲示、チラシ、オレンジリボンの配布	11月20	交流会でポスターを掲示、チラシ・オレンジリボンを配布。	
	虐待防止啓発パネルの展示	11月20	虐待防止啓発パネルを作成し、交流会にて展示する。	
	虐待防止リーフレットの配布	10月中旬～11月30	高崎市子どもを守る地域対策協議会で作成したリーフレットを、交流会および来所者に配布する。	

児童家庭支援センターこども家庭相談室	虐待防止のチラシ配布	11月末	行政センターで実施する食育教室において参加した親に啓発。	
	虐待防止のチラシ配布	11月中	大手スーパーで開催している子育て相談時に啓発活動を実施	
愛泉こども家庭センター	広報・啓発活動	11月1日～11月30日	関係機関および関係者へのチラシ配布	
	啓発活動	11月1日～11月30日	同一法人内他施設職員への啓発活動	
	オレンジリボン・キャンペーン推進	11月1日～11月30日	施設内をオレンジリボンを用いて飾付	
	オレンジリボン普及	11月1日～11月30日	関係者・利用者にオレンジリボンを配布	
子ども家庭支援センターシャローム	NPプログラム講座開催	5月28日～7月2日	育児上のストレスや不安の軽減を目的として、「親支援プログラム講座」を行った。テーマ:「自分にあった子育てって何だろう」全6回	
	シャローム講演会開催	11月1日予定	母親、父親それぞれの立場から親子コミュニケーションの取り方を探る。テーマ:「思春期における親子関係」	
	日高市要保護児童対策地域協議会参加	平成19年4月～	地域の中での要保護児童に対する協議に参加し、より良い育成への対策を講じあう。	
	坂戸市要保護児童対策地域協議会参加	平成20年4月～	〃	
	鶴ヶ島市要保護児童対策地域協議会参加	平成20年4月～	〃	
子ども未来サポートセンターほうゆう	児童虐待防止に向けた取り組みの推奨	11月中	当方のパンフレットと共にオレンジリボンを配布する。	
	地域交流ルームの提供		子育て中の母親達の想いの場となるよう地域交流ルームの提供。	
	子育て講演会	11月28日	育児負担を軽減し楽しく子育てするための環境や対応法について。	
児童家庭支援センターおおいけ	広報・啓発活動	11月1日～11月30日	ポスターの掲示、チラシの配布。	
	オレンジリボン・キャンペーン	11月1日～11月30日	リボンの作成及び配布。	
しゃんぐりらこども家庭支援センター	11月の児童虐待防止推進月間のPRとオレンジリボン・ピンバッチの販売	10月4日、10月17日その他	川崎市の里親養育体験発表会にて、月間についての紹介と会場にてピンバッチの販売実施。(発表会は市民へ公表実施)	

しゃんぐりらこども家庭支援センター	地域への室内開放案内チラシに月間のPR記載	10月末～11月末	・月間PRを記載した案内チラシを各区役所へ配布する。 ・室内開放時、会場にポスター掲示・オレンジリボン配布。	
	施設の外掲示板に月間PRポスター掲示	10月末～11月末	・ポスター掲示 ・来所時オレンジリボン配布のPR	
	月間PRとオレンジリボン・ピンバッチ販売	11月16日	川崎市事業による講演会実施時、月間についてのPRと会場にてピンバッチの販売とオレンジリボン配布。	
子ども家庭支援センター・テラ	子ども福祉シンポジウム	6月6日	「子育て・親育ちのための子育て支援～子ども・家庭の明日に向けて～」をテーマとし、山梨県立大学にて、基調講演「親子関係と愛着形成」(お茶の水女子大学 菅原ますみ 先生)、シンポジウム(国立成育医療センター 奥山眞紀子先生、国立武蔵野学院 相澤 仁 先生、お茶の水女子大学 菅原ますみ先生、コーディネーター 西澤 哲 先生)を行った。	
	福祉講演会	11月・12月・1月	講師をお呼びし、地域の家庭支援に関わる専門家を対象として、虐待傾向を示す家族の特徴や家庭支援のあり方等についてお話をいただく。	
	すくすく広場「親子で映画を楽しむ会」	9月15日・10月26日・11月29日	ハイリスク家庭を中心的対象として良質の映画の上演会を行い、親子間の関係性の修復や構築を援助する	
静岡恵明学園児童家庭支援センター	児童虐待防止地域ネットワーク委員会の参加	1回	児童虐待相談の現状、事例検討を関係機関と共に行う	
	地域子育て支援センター事業への参加	4回(2会場×2回)	・家庭の問題、養育不安の相談による予防的関わり ・家庭内での子どもへの対応について座談会	
児童家庭支援センター あすなろ子育て広場	広報・啓発活動	10月末から配布	機関紙上での啓発(HPでの閲覧可) ・児童虐待防止推進月間の案内 ・オレンジリボンの紹介・関係機関紹介	
児童家庭支援センター白梅	広報・啓発活動	10月5日～11月30日	ポスターの掲示(当センターの廊下) チラシの掲示・配布(当センターのプレイルームに掲示し、利用者に自由に持って帰ってもらうようにする)	
あわら児童家庭支援センター	電話相談・来所相談	11月1日～11月30日	子どもの相談、養育者の相談。	

あわら児童家庭支援センター	行事 ぶれいすベビー	11月28日	ベビーマッサージ、乳児と養育者が対象	
	行事 ぶれいすベビー	11月22日	中～高生向けクッキング教室	
子ども家庭支援センターさくら	ちびっこまつり	11月7日	当施設にて、地域の母子を主体としたイベントを開催	
中丹こども家庭センター	研究事業(佛教大学)	8月～12月	小舎制施設運営、地域や他機関との連携等	
	和歌山県虎伏学園 現場実習受入	職員の 9月～11月(6回)	小舎制施設及び児童家庭支援センター設置運営等について	職員6名、延べ36日
	三重県みどり自由学園 見学受入	施設 9月～11月(3回)	小舎制施設及び児童家庭支援センター運営等について	
	児童養護施設職員指導者研修	10月7日	虐待児童を含む施設ケアの課題と今後 場所:子どもの虹情報研修センター	
	舞鶴市要保護児童対策地域協議会	10月24日	発足に伴う代表者会議 児童虐待防止ネットワーク会議からの移行	
	保育園タンポポハウス合同企画 児講座	育 11月8日	～子育てって楽しいよ～(仮題)	
	学生への講義	11月10日	小舎制施設運営、地域や他機関との連携等 場所:浜松大学	
	中丹こども家庭センター長講演会(福知山市教育委員会)	12月6日	～子ども虐待をめぐって～	
こども家庭支援センターキャンディ	母と子のリフレッシュタイム	11月15日	兵庫県内の児童家庭支援センター4カ所共催でイベントを開催する。お母さんグループによるハンドベルコンサート、音楽つきペープサート劇、親子遊びの実施、会場にて虐待防止推進月間のポスターの掲示やちらしの配布、県内センター4カ所を紹介する。チラシの配布を行う。	
こども家庭支援センターロータリー子どもの家	母と子のリフレッシュタイム・イン・コウベ	11月2日	リズム遊び・ペンシルバルーン等、神戸少年の町と共催。 場所:神戸真生塾多目的ホール	
	母とこのリフレッシュタイム	11月15日	音楽付きペープサート劇・リズム遊び等、兵庫県下4施設合同共催。 場所:子ども家庭支援センターキャンディ	

こども家庭支援センターロータリー子どもの家	オレンジリボン配布	11月8日	神戸市中央区「ハートフルフェスタ」で配布。	
児童家庭支援センターあすか	日・祝・夜間の相談受付[強化]	通年 及び 児童虐待防止月間(11月)	○児童虐待防止月間に合わせて、日・祝・夜間の受付体制を強化する。	
	県下各市町村への広報誌掲載依頼	年3回	○県下各市町村へ広報誌掲載依頼。 ○児童虐待防止の早期発見・援助の発掘。	
	桜井市要保護児童対策地域協議会への参加	通年	○桜井市要保護児童対策地域協議会 代表者会議への参加 ○桜井市要保護児童対策地域協議会 実務者会議への参加 ○桜井市要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議への参加	
	磯城郡要保護児童対策地域協議会への参加	通年	○磯城郡(三町)要保護児童対策地域協議会 代表者会議への参加 ○磯城郡(三町)要保護児童対策地域協議会 地域連絡会議への参加 ○磯城郡(三町)要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議への参加	
	地域・家庭からの相談に応ずる事業	通年	○児童・家庭・地域からの児童に関する相談の受付を行う。 受付は電話、来所、訪問を通じて行う。心理検査(知能・発達・性格)・心理療法(遊戯療法・カウンセリング・箱庭療法)を保護者の同意の下実施する。個別のケースに関して、必要に応じて各関係機関との連絡調整を行い、児童・家庭・地域に対して子育て支援を行う。「児童虐待の防止(予防)」に関しては優先的に対応する。	
	フリースペース「飛鳥」の開催	通年 (月2回)	○不登校傾向のある子ども達に対する自立支援の一環。 月に2回(第2・第4土曜日)を基本とし、レクリエーションなどの体験活動を通じて定期的に交流する場を設ける。	
	子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	通年	○発達障害児への支援 ○発達検査などの検査の実施	
	問題を抱える子どもの自立支援や教育相談体制の充実	通年	○子どもと保護者への総合的な相談・援助等 ○スクールソーシャルワーカーの派遣 ○各幼稚園、小・中学校における巡回相談への派遣	
里親に対するレスパイト・ケア事業	通年	○委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行う。		

児童家庭支援センターあすか	新小・中1年生児童全員にセンターのちらしを配布	通年	○桜井市教育委員会と連携して、桜井市における新小学生1年生・新中学1年生にセンターのチラシを配布し、保護者からのニーズの発掘と子ども自身からのニーズの発掘を行い、相談・援助を行うことで児童虐待防止の早期発見・援助に努める。	
	地域子育て支援センター「やまぼうし」との連携	通年	○地域子育て支援センター「やまぼうし」と連携体制を取り、児童・家庭・地域からの児童に関する相談を受付、より専門的な相談・援助を行うことで児童虐待の早期発見・援助に努める。	
	スクールカウンセラーの派遣	通年 (週1回)	○桜井市教育委員会と連携し、桜井西中学校・桜井東中学校にスクールカウンセラーとして臨床心理士を派遣し、児童虐待の早期発見・援助に努める。	
児童家庭支援センターてんり	ポスターの配布	11月中	当センターの新しいポスターを天理市内の保幼小中、各福祉関係機関及び医療関係施設に配布する。	
	虐待防止のチラシ配布ビラ配布	11月17日	JR近鉄総合天理駅前にてビラ配布する。	
子ども家庭支援センター「希望館」	講演会(後援)	11月28日	テーマ「要保護児童対策地域協議会の活性化に向けて」(仮) 講師 藤原 禎一 氏(厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課長) 会場 鳥取県立福祉人材研修センター	
子ども家庭支援センター海北	児童虐待防止推進全国フォーラムinしが	11月2日～3日	開催場所:滋賀県大津市	
	山口県子ども虐待防止ネットワーク研修会	11月29日	「虐待防止ネットワークの新しいかたち」公演・シンポジウム 会場:防府海北園 地域交流スペース「真」	
	山口県子ども虐待防止ネットワーク定例会	奇数月第2火曜	子ども虐待に関する知識の普及、調査研究等を行い、子どもの健やかな育成と親等への適切な支援のためのネットワークの構築にすることを目的とする。	
	子どもの幸せを考える会	偶数月第3木曜	山口県において子どもの心の問題を巡る総合的ネットワークの設立を目指し、実務者の参加による症例検討会を開催。	
	日本子ども虐待防止学会第14回学術集会ひろしま大会	12月13日～14日	大会テーマ「しっかり キャッチ!!親と子どものSOS」 重点テーマ「①法改正と連携のあり方、②支援の実際、③医療の役割」 開催場所:広島国際会議場・広島修道大学	
こども家庭支援センター清光	児童虐待防止推進月間の周知	11月	HPへ月間についてのお知らせ及び関連記事の掲載。	

24	こども家庭支援センター清光	グループワークの開催	11月26日	月1度開催している「子育てだべり庵」において「児童虐待」をテーマにしたグループワークを開催。
	なかべこども家庭支援センター 紙風船	広報誌の配布	10月1日～	センター事業の案内・児童虐待防止推進月間について・オレンジリボンキャンペーン
		子育てセミナー	11月29日	小中学生の親子を対象としての異文化交流会
		児童虐待防止推進月間のポスター掲示・配布	10月8日～11月30日	地域の方(店等)に配布し、掲示していただく
	県央児童家庭支援センター	広報・啓発活動	10月19日	「大村市健康福祉まつり」にてチラシの配布や相談活動を行う。 場所:シーハット大村
		電話相談などの相談援助活動	11月上旬	子供専用フリーダイヤルのカードを作成し。市内の学校に配布し相談活動を行う。
	児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」	やわらぎオレンジリボンキャンペーン	10月25日・26日	11月の児童虐待防止推進月間を前に、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図ること、地域住民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的に関わりをもってもらうため意識啓発を図ることを目的とする。子ども笑顔写真展・人形劇・リトミックを行い、オレンジリボンの配布、児童虐待防止の啓発を図る。(開催場所:イオンモール三光・イオンホール)
25	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	2008チャイルドライン全国研修	11月18日(土)・19日(日)	【内容】子どもたちに寄り添って10年を迎えるチャイルドラインの活動について、あらためて基本に立ち返りこれからの10年に向けて展望する。 【会場】国立オリンピック記念青少年センター

25	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	2008チャイルドライン秋のキャンペーン	11月10日(月)～22日(土)	<p>【目的】日本全国の子どもたちがチャイルドラインに電話をかけられるようにフリーダイヤルで毎日取り組み、番号を届ける広報を強化する。同時に11月の「虐待防止月間」、11月19日「世界虐待防止デー」、11月20日「世界子どもの日」にあわせ、大人への啓発を行っていく</p> <p>【フリーダイヤル実施期間】 2008年11月10日(月)～22日(土) 実施時間: 月～土 16時～21時</p> <p>【電話番号】 0120-99-7777 (全国共通番号、携帯電話・PHSからも無料)</p> <p>【対象年齢】 全国の18歳までの子ども (約2,200万人)</p> <p>【主催】 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター</p> <p>【実施主体】 全国65箇所のチャイルドライン実施団体</p> <p>【後援】 文部科学省、厚生労働省、総務省、チャイルドライン支援議員連盟</p>	
		チャイルドラインフリーダイヤル実施(全国試行)	11月24日(月)～	<p>【目的】キャンペーン終了後も恒常的にフリーダイヤルで毎日電話をかけられるように実施していく</p> <p>【フリーダイヤル実施期間】 2008年11月24日(月)～ 実施時間: 月～土 16時～21時</p> <p>【電話番号】 0120-99-7777 (全国共通番号、携帯電話・PHSからも無料)</p> <p>【対象年齢】 全国の18歳までの子ども (約2,200万人)</p>	
		チャイルドラインキャンペーン記者会見	11月10日(月)	<p>【目的】チャイルドラインで受けとめてきた子どもの声から、子どもの状況について社会に発信していくために行う。同時にキャンペーンの告知を行う。</p> <p>【会場】東京都</p>	
		2008チャイルドライン夢メッセージ展	2008年5月5日～2009年3月31日	<p>【内容】著名人100名から子どもたちへのメッセージを絵馬(A4サイズ)に描いたものを寄せていただき、展示、巡回する。</p> <p>【目的】活躍するおとなから子どもたちへのメッセージを届けることで、夢や希望を伝え、子どもたちやおとなたちを勇気付け、励ましていく。</p> <p>【会場】全国30会場</p>	

26	全国児童養護施設協議会	第62回全国児童養護施設長研究協議会	2008年11月19日～21日	社会的養護体制と児童養護施設の役割と責任 (高知県／高知県立県民文化ホール)	
		平成20年度全国児童養護施設中堅職員研修会	2009年1月14日～16日	子どもと向き合うスキルアップ講座～実践スーパービジョンの方法とスキル～ (東京都／国立オリンピック記念青少年総合センター)	
27	NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク	第13回児童虐待防止シンポジウム	平成20年5月30日	虐待された子どもを支える施設、里親、地域、そして当事者の役割 (全国社会福祉協議会・灘尾ホール)	
		子ども虐待防止オレンジリボン運動	通年	全国のオレンジリボン運動に関わる情報提供、情報の取りまとめ、支援・啓発ツールの作成と配布、イベントの企画、実施等	
		第6回鎮魂のつどい&パレード 「子どもの虐待死を悼みいのちを讃える市民集会」	平成20年11月30日	パレード: 星陵会館～ルート未定(2km程度)	
		オレンジリボンボイス募集・表彰事業	平成20年11月30日	「あなたの考えた虐待防止策」として投稿いただいた作文を審査を得て発表 (星陵会館)	
28	全国国公立幼稚園長会	平成20年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(協力依頼)	平成20年9月19日	本会都道府県会長会の場において、雇児発第0903001号の文書を配布し、本会会長から協力依頼	
29	日本助産師会	標語のホームページ掲載	平成20年9月5日 今年度中掲載予定		
		「親子ふれ愛」研修	平成20年9月・10月 11月・12月・1月・2月	2日間にて、1日目: 一般の方対象 2日目: 助産師対象 母と子の良好なコミュニケーションは、子供の健全な発達のみでなく、虐待防止に繋がることを中心に「楽しい親子ふれ愛促進研修」を開催	
		母と子のコミュニケーションガイドブック作成	平成20年度	平成19年度母と子のコミュニケーションビデオ作製したので、多くの方により活用していただくためにガイドブックを作成中。	
30	全国母子生活支援施設協議会	第30回全国母子生活支援施設職員研修会	6月18日～20日	児童虐待防止施策の動向ならびに児童虐待問題と母子生活支援施設の役割についての講義のコマを設ける。 開催場所: ウイリング横浜(横浜市)	
		第3回全国母子生活支援施設職員研修会(上級コース)	12月4日～5日	児童虐待防止施策の動向ならびに児童虐待問題と母子生活支援施設の役割についての講義のコマを設ける。 開催場所: 全国社会福祉協議会会議室(東京都)	
		全国母子生活支援施設協議会会員施設に対する情報提供	随時	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」、日本子ども虐待防止学会「第14回学術集会ひろしま大会」等の虐待防止関連大会・研修会等の案内を会員施設に送付する。	

31	全国人権擁護委員連合会			
	奈良地方法務局人権擁護課	平成20年度子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム全国大会奈良	平成20年11月25日	「守ろう子どもの人権」をテーマにした紙芝居の上演、ビデオ上映、人権作文の展示、人権擁護委員の活動の紹介と人権相談窓口の開設 場所：橿原市婦人会館・青少年会館
	富山人権啓発活動ネットワーク協議会	ヒューマンコミュニケーションフェスティンとやま2008	平成20年11月17日	児童虐待やいじめ等を掘り起こし、子どもの人権を守るための方策を考えるシンポジウムの開催 場所：富山国際会議場 (協議会構成員) 富山地方法務局、富山人権擁護委員連合会、富山県、富山市(オブザーバー)高岡市

オレンジリボンキャンペーン関係資料

平成20年度 地方自治体におけるオレンジリボンキャンペーンの主な取組（予定）

「児童虐待防止推進月間」に合わせ、都道府県・市町村において、児童虐待防止に向けた様々なキャンペーン、イベントなどが予定されています。

各自治体におけるオレンジリボンキャンペーンの活動内容は、特定非営利活動法人「児童虐待防止全国ネットワーク」・オレンジリボン運動事務局のウェブサイト（<http://www.orangeribbon.jp/index.php>）で公表される予定です。

自治体名	主な取組内容(予定)
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ○ オレンジリボン街頭キャンペーン(11月1日) 駅、商店街等でのリボン、啓発パンフレットの配布等 ○ 「ストップ・子ども虐待」(大学生による児童虐待対応劇の上演や地域活動実践報告) 11月1日 盛岡会場 13:30～15:30 11月15日 宮古会場 13:30～15:30 11月22日 奥州会場 13:30～15:30 <p>【問合せ先】 岩手県保健福祉部児童家庭課健全育成担当 電話 019-629-5461</p>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ○ オレンジリボン街頭キャンペーン(11月8日:秋田市) リボンシール、ロゴ入り巾着、チラシ等の配布 ○ 県庁舎正面イルミネーション看板の設置 <p>【問合せ先】 秋田県健康福祉部子育て支援課家庭福祉班 電話 018-860-1344</p>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県登録有形文化財(昭和庁舎・群馬会館)のオレンジライトアップ(11月中) ○ サッカーJリーグ「ザスパ草津」との連携によるオレンジリボンキャンペーン(10月19日) ○ 「ぐんまこどもの国児童会館」、「ぐんま子ども子育て学(楽)会」等でのオレンジリボンの作成 ○ 虐待防止のための映画上映・講演会の開催 <p>【問合せ先】 群馬県健康福祉部子育て支援課 電話 027-226-2628</p>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都庁舎のオレンジライトアップ(11月1日～3日午後6～8時) ○ サッカーJリーグ「FC東京」と連携したイベント等の開催(10月26日:味の素スタジアム) ○ ケンタッキー・フライド・チキンと協働したオレンジリボンキャンペーン キャラクター像にたすき着用、店内にポスター等掲示、従業員のリボンバッジ着用(都内147店舗、たすきについては11月1日～19日。それ以外は11月中) ○ 区市町村の啓発キャンペーンへの取組を掲載したポスター・チラシ作成 <p>【問合せ先】 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課児童相談所運営担当係 電話 03-5320-4205</p>

富山県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止講演会(11月1日:基調講演、関係団体の活動報告等) ○ 街頭キャンペーン、キャラバン隊の派遣 ○ 県下一斉オレンジリボンPR活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ プロ野球BCリーグ「富山サンダーバズ」、サッカーJFL「カターレ富山」、バスケットボールbjリーグ「富山グラウジーズ」との連携によるPR ・ オレンジリボンPR電車の運行、「とやま子育て応援団」加盟店舗との連携によるPR <p>【問合せ先】 富山県厚生部児童青年家庭課 電話 076-444-3208</p>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ○ オレンジリボンオブジェの設置 ○ オレンジリボンステッカーの県市町村公用車への貼付 ○ 県民向けPR冊子の作成・配布 <p>【問合せ先】 愛知県健康福祉部児童家庭課要保護児童対策グループ 電話 052-954-6281</p>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○ オレンジリボンツリーの作成及び巡回展示 ○ 大型児童館みえこどもの城でのオレンジリボン啓発参加型事業の実施 ○ 県総合文化センターのオレンジリボンイルミネーション設置(11月22日～12月25日) ○ オレンジリボンエコバッグの配布 ○ 里親制度普及啓発のためのシンポジウム開催(11月24日) <p>【問合せ先】 三重県健康福祉部こども局こども家庭室児童福祉グループ 電話 059-224-2883</p>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「まわり子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン～」オープニングセレモニーの開催(11月1日:大阪市、堺市と合同) <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおいて(株)ユー・エス・ジェイ等周辺企業とオレンジリボン・セレモニーを実施 ・ 府知事・大阪市長・堺市長による月間開始宣言 ・ 大阪府警察音楽隊による演奏 ○ 府内全域における啓発・リボンキャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・ ケンタッキー・フライド・チキンのキャラクター像にたすき着用、店内にポスター掲示 ・ 府職員、市町村職員、府民、民生委員等のリボン着用、公用車等へのリボン貼付 ・ リボンポスターの掲出、広報啓発グッズの配布 ○ サッカーJリーグ「ガンバ大阪」との連携によるPR(11月8日) ○ フィナーレセレモニー(11月30日大阪市、堺市と合同開催) <p>【問合せ先】 大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課育成グループ 電話 06-6941-0351</p>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○ サッカーJリーグ「京都サンガ」との協働によるオレンジリボンキャンペーン オレンジリボンキャンペーン啓発グッズの配付、府知事がチームをキャンペーン大使に任命、府内2会場で親子サッカー教室を開催等 ○ 北近畿タンゴ鉄道におけるキャンペーン啓発車両の運行 ○ 府児童福祉施設連絡協議会と連携したイベント開催 <p>【問合せ先】 京都府健康福祉部家庭支援課 電話 075-414-4582</p>

滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近江大橋西詰の電飾「光のオブジェ」 ○ 新聞媒体、FM滋賀など広報媒体を使ったPR展開 ○ 企業によるオレンジリボンの着用、リボンステッカー、横断幕の掲示によるPR ○ 県や市町、オレンジリボン隊による啓発活動 ○ 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」開催(11月2～3日:厚生労働省主催) <p>【問合せ先】 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 電話 077-528-3551</p>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラッピングバスの運行(20年11月～21年10月) 11月4日 ラッピングバス出発式、街頭キャンペーン隊出発式(県庁前広場) ○ 街頭キャンペーン 11月4日 JR奈良駅前近辺 11月9日 橿原市内 ショッピングモールアルル 11月30日 近鉄八木駅、奈良県橿原文化会館付近 ○ 講演会、シンポジウムの開催(11月30日 奈良県橿原文化会館大ホール) 講演会講師 ジェフ・バーグランド氏 シンポジウム 山縣文治教授ほか <p>【問合せ先】 奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課 電話 0742-27-8605</p>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロ野球「広島東洋カープ」主催試合(9月27日:対ヤクルト戦)を利用したキャンペーンの実施(サッカーJリーグ「サンフレッチェ広島」、広島交響楽団の協力あり) ○ 児童虐待防止推進月間中に里親、児童養護施設、市町、地域の各種機関と協力し、子育てに関する主要な相談機関を一覧した広報ツールを作成配布 <p>【問合せ先】 広島県健康福祉局総務管理部こども家庭課児童虐待防止・DV対策室 電話 082-513-3167</p>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海峡メッセ「海峡ゆめタワー」のオレンジリボンイルミネーション ○ 県内バスの車体広告 ○ オレンジリボン街頭キャンペーン(9月1日)の実施 <p>【問合せ先】 山口県健康福祉部子ども未来課 電話 083-933-2744</p>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ サッカーJリーグ「大分トリニータ」との連携によるオレンジリボンキャンペーン ・11月9日大分トリニータVSジェフユナイテッド千葉戦 ・啓発物品やリーフレットの配布、選手からのメッセージVTRを電光掲示板で放映 ○ 街頭電光掲示板等による広報 <p>【問合せ先】 大分県福祉保健部少子化対策課 電話 097-506-2707</p>
神奈川県 横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ○ オレンジリボン、横浜市子ども虐待防止シンボルマークのラッピングバスの運行 ○ 「こども虐待防止」の啓発パンフレット等配付や街頭看板の掲示 ○ 市内18区で啓発パネルの展示やパンフレットの配付等 <p>【問合せ先】 横浜市子ども青少年局こども家庭課児童虐待防止担当 電話 045-671-4288</p>
神奈川県 川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「カワサキ ハロウィン 2008」におけるオレンジリボンキャンペーン(10月25～26日) <p>【問合せ先】 川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課 電話 044-200-2673</p>

<p>静岡県 静岡市</p>	<p>○ サッカーJリーグ「清水エスパルス」との協働によるオレンジリボンキャンペーン ・選手を「子ども虐待防止キャプテン」に任命し、腕章を交付。虐待防止宣誓書に署名 ・10月26日、エスパルス主催試合において、来場者への啓発品配布、映像放映等実施</p> <p>○ 児童虐待防止推進講演会の開催</p> <p>【問合せ先】 静岡市保健福祉子ども局子ども青少年部児童相談所 電話 054-275-2871</p>
<p>愛知県 名古屋市</p>	<p>○ NPO法人と協働した児童虐待防止キャンペーン ○ サッカーJリーグ「グランパスエイト」との連携によるPR ○ 市職員等のオレンジリボン着用</p> <p>【問合せ先】 名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課 電話 052-972-2519</p>
<p>大阪府 大阪市</p>	<p>○ 「まわりの子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン～」 オープニングセレモニーの開催(11月1日:大阪市、堺市と合同) ・ ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおいて(株)ユー・エス・ジェイ等周辺企業とオレンジ リボン・セレモニーを実施 ・ 府知事・大阪市長・堺市長による月間開始宣言 ・ 大阪府警察音楽隊による演奏</p> <p>○ 大阪市庁舎のオレンジライトアップ ○ 府内全域における啓発・リボンキャンペーン ・ 子どもによるリボン作成・参画 ・ 市職員、市民、民生委員等のリボン着用 ・ リボンポスターの掲出、広報啓発グッズの配布</p> <p>○ 児童虐待防止講演会の実施 ○ フィナーレセレモニー(11月30日大阪府、堺市と合同開催)</p> <p>【問合せ先】 大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭支援担当 電話 06-6208-8047</p>
<p>大阪府 堺市</p>	<p>○ 「まわりの子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン～」 オープニングセレモニーの開催(11月1日:大阪市、堺市と合同) ・ ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおいて(株)ユー・エス・ジェイ等周辺企業とオレンジ リボン・セレモニーを実施 ・ 府知事・大阪市長・堺市長による月間開始宣言 ・ 大阪府警察音楽隊による演奏</p> <p>○ 府内全域における啓発・リボンキャンペーン ・ ケンタッキー・フライド・チキン、不二家のキャラクター立像にたすき着用 ・ 子どもによるリボン作成・参画 ・ 市職員、市民、民生委員等のリボン着用、公用車へのリボン貼付 ・ リボンポスターの掲出、広報啓発グッズの配布</p> <p>○ フィナーレセレモニー(11月30日大阪府、大阪市と合同開催)</p> <p>【問合せ先】 堺市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課 電話 072-228-8931</p>
<p>兵庫県 神戸市</p>	<p>○ 神戸海洋博物館及び市庁舎オレンジライトアップ ○ 市内各所での啓発 ・ 全日本女子ハーフマラソン大会等各種スポーツ大会でのPR ・ 関係機関と連携した街頭キャンペーン実施</p> <p>○ 市職員等のオレンジリボン着用</p> <p>【問合せ先】 神戸市保健福祉局子育て支援部母子養護係 電話 078-322-5211</p>

<p>福岡県 北九州市</p>	<p>○ 子育て支援合同イベント「わらべの日」での啓発活動 ○ プロ野球OB「マスタースリーグ」との連携によるイベント開催 ○ 啓発パンフレット、オレンジリボン啓発グッズの作成・配布</p> <p>【問合せ先】 北九州市子ども家庭局子ども総合センター 電話 093-881-4556</p>
<p>熊本県 熊本市</p>	<p>○ 市役所庁舎1階ロビーへのオレンジリボンツリーの掲出 ○ オープニングセレモニー(11月1日) リボンラッピング電車の運行開始式、オレンジリボン・チラシの配布、パネル展示 ○ サッカーJリーグ「ロアッソ熊本」と連携したPR ○ 児童虐待防止推進講演会の開催</p> <p>【問合せ先】 熊本市子ども未来局子ども育成部子ども政策課要保護児童対策室 電話 096-328-2158</p>
<p>北海道 石狩市</p>	<p>○ オレンジリボンキャンペーンの実施 ・ 保育園、幼稚園、小中学校等の児童によるオレンジリボンの作成及び保護者への配付 ・ 「こどもまつり子育て支援メッセいしかり2008」(10月25～26日予定)におけるPR ・ キャンペーンテーマ曲、児童虐待防止メッセージフィルムを作成し講演会等でPR ○ 児童虐待防止講演会等の実施(12月6日予定) ・ 保育園、幼稚園等で「子どもへの暴力防止に関するワークショップ」を実施</p> <p>【問合せ先】 北海道石狩市保健福祉部こども室こども相談センター 電話 0133-72-3159</p>
<p>秋田県 美郷町</p>	<p>○ 虐待に対する認識を高めるための講演会、演劇(ゼンマイ座)公演 ○ パンフレット・ボールペン配布(相談先の周知) ○ 職員のオレンジリボン着用</p> <p>【問合せ先】 秋田県美郷町福祉保健課福祉班 電話 0187-84-4907</p>
<p>群馬県 高崎市</p>	<p>○ オレンジリボン啓発広告バス・ラッピングバスの運行(20年10月～21年3月) ○ 市庁舎ロビーにPRショップを設置(11月) ○ 駅前電光掲示板表示、懸垂幕・横断幕等の掲出(11月) ○ 市本庁舎のオレンジライトアップ(調整中)(11月)</p> <p>【問合せ先】 群馬県高崎市保健福祉部こども家庭課 電話 027-321-1315</p>
<p>群馬県 邑楽町</p>	<p>○ 「おうら祭り」、「おたふく祭り」、町民体育祭における児童虐待防止PR ○ 虐待・いじめなどを取り上げた演劇公演 ○ 全戸に児童虐待防止啓発パンフレットを配布</p> <p>【問合せ先】 群馬県邑楽町福祉課児童福祉係 電話 0276-88-5511</p>
<p>栃木県 小山市</p>	<p>○ 児童虐待防止に関する講演会(9月20日) ○ 親子ふれあいコンサート ～けんたろうお兄さんといっしょ～(10月25日) ○ オレンジリボン・イルミネーションの設置(11月1日～30日) ○ 公用車、バス等へのオレンジリボン貼付、市職員のリボン着用等(11月1日～30日) ○ 駅前における街頭活動及びパレードの実施(11月1日)</p> <p>【問合せ先】 栃木県小山市保健福祉部子育て支援課 電話 0285-22-9626・9627</p>

<p>大阪府 摂津市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ オレンジリボン街頭キャンペーンオープニングセレモニー(11月13日:市役所) 商店街、駅前広場で啓発活動(大道芸や子どもや学生による演奏等も実施)を行う。 ○ 市役所ロビーコンサート(11月27日) ○ 市職員のリボン着用、公用車のリボンのステッカーの貼付、講演会の開催 <p>【問合せ先】 大阪府摂津市保健福祉部こども育成課 電話 06-6383-1111</p>
<p>滋賀県 大津市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ オレンジリボンのモニュメント(広告塔)作成・設置 ○ オレンジリボンラッピング電車の運行、啓発グッズ配布 ○ 公用車へのオレンジリボンマグネット貼付、庁舎に懸垂幕設置 <p>【問合せ先】 滋賀県大津市子ども家庭相談室 電話 077-528-2688</p>
<p>滋賀県 東近江市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談先の周知を目的とした保育園・幼稚園・小学校等における紙芝居、指人形、寸劇等の実施(21年1月以降) ○ 市庁舎窓口、図書館等に児童虐待防止コーナーを設置 ・ オレンジリボンの掲示、関連図書の閲覧、公用車のステッカー貼付 <p>【問合せ先】 滋賀県東近江市こども支援センターひばり 電話 0748-24-5663</p>
<p>徳島県 鳴門市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープニングセレモニー(オレンジイルミネーション点灯、オレンジボルトタワー設置) ○ サッカーJリーグ「徳島ヴォルティス」と連携したPR ○ オレンジリボン・ルミネパネル展示、来場者による大型リボン作成 ○ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校生によるオレンジカラー・バリエーションの表現 ○ プロの音楽グループによるミニコンサート <p>【問合せ先】 徳島県鳴門市市民福祉部子どもいきいき課 電話 088-684-1209</p>

- 各自治体における取組は9月現在の予定であり、今後変更されることがあります。
- 詳細につきましては、それぞれの都道府県・市町村担当部局にお問い合わせ下さい。
- この一覧表に掲載されていない自治体においても、キャンペーン等を実施している場合があります。

平成20年度 子ども虐待防止オレンジリボン運動 民間の取り組み(イベント等)

〔順不同〕

名称	主催	日時	場所等	内容
全国 子育て・虐待防止ホットライン	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク	11月4日～9日	全国 全国虐待防止民間団体 25団体	ナビダイヤル「0570-011-077」を利用して電話相談を実施。(通年で実施しているが、当該期間は拠点・相談時間を増やして実施)
全国一斉オレンジリボン街頭配布	NPO法人児童虐待防止全国ネットワークなど	11月1日(土)	全国 都内4ヶ所など全国20ヶ所以上	全国の街頭で、11月1日を期して一斉に市民へオレンジリボンを配布し、啓発する。
「オレンジリボンボイス」募集・表彰	NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク	募集締切:9月30日 表彰:11月30日	全国 表彰式:星陵会館(東京・千代田区)	「あなたの考えた虐待防止策」を募集。自身の経験に基づいた事、あなたの出会った虐待の事例からなど。
子どもたちの虐待死を悼み命を讃える市民集会&パレード	NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク	11月30日(日)	東京 星陵会館(東京・千代田区)	子どもへの虐待をなくすために心をひとつにし、市民にアピールするイベントを実施。
第12回日向ぼっこ座談会「どうしたら子ども虐待はすくなくなる? みんなで本気で考えよう」	特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	9月28日(日)	東京 日向ぼっこサロン(東京・新宿区)	社会的養護の当事者が中心となり、子ども虐待の予防策などを語り合う
第2回日向ぼっこ展覧会「施設で生活している子どもたちの気持ち、一緒に感じましょう」	特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	10月17～19日(金～日)	東京 日向ぼっこサロン(東京・新宿区)	社会的養護の当事者が中心となり、児童養護施設で生活している子どもたちの絵画などをサロンに展覧する。入退場自由。お茶スペースも。
オレンジリボン勉強会	社団法人東京青年会議所	10月17日(金) 午後7時00分～8時30分(予定)	東京 東京・渋谷区 商工会館	MC: 柴田果楠子さん(フリーアナウンサー)
子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー	子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー実行委員会	11月9日(日)	神奈川 中央会場:横浜 グランモール公園	湘南コース小田原～藤沢～戸塚～横浜と都心コース渋谷～品川～川崎～横浜からゴールの横浜グランモール公園を目指したたすきリレーを実施。また、グランモール公園内では数々のイベントを実施予定。
平成20年度 公開講座	子どもの虹情報研修センター	11月14日(金)	神奈川 子どもの虹情報研修センター(横浜)	テーマ:「親子のコミュニケーション」 講師:西館好子氏(NPO法人日本子守唄協会理事)、篠原一之氏(長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授)
オレンジリボンキャンペーン街頭啓発及びパレード	ながの子どもを虐待から守る会	11月1日(土)	長野 長野駅前～善光寺	街頭での啓発活動とパレード
児童虐待防止講演会	ながの子どもを虐待から守る会	11月29日(土)	長野 長野赤十字病院 研修室	「乳幼児揺さぶられ症候群の発生と予防」 講師:山田不二子氏
岐阜オレンジリボンたすきリレー	岐阜オレンジリボンたすきリレー実行委員会	11月23日(日)～11月24日(月・祝)	岐阜 岐阜県中津川市～岐阜市	事務局 日本児童育成園(児童養護施設)
子育てほっとダイヤル	NPO法人MCサポートセンター	11月19日(水)～20日(木)	三重 MCサポートセンターみくみえ事務所	11月19日「いいいくじのひ」、24時間体制で助産師・心理カウンセラー・小児科医・看護師・管理栄養士・保育士
子どもの虐待ホットライン「夜間電話相談」	特定非営利活動法人児童虐待防止協会	11月4日(火)～11月8日(土)	大阪 特定非営利活動法人 児童虐待防止協会	17:00～22:00の夜間に電話相談を受け付ける
「まわりの子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン」事業	特定非営利活動法人児童虐待防止協会他	11月	大阪 ユニバーサルスタジオ・ジャパン等	・オープニングセレモニー(11月1日:自治体、企業等と合同) ・オレンジリボン大風揚げ大会(仮称)の実施 ・サッカーJリーグ「ガンバ大阪」との連携によるPR(11月8日) ・フィナーレセレモニー(11月30日:自治体と合同開催)
チャリティーコンサート	神戸オレンジリボン推進プロジェクトグループ	秋	兵庫 神戸市	「神戸の街をあたかなオレンジ色に…」という想いを込めたイベント。ママさんコーラスなどが参加。
平成20年度 ストップ・子どもの虐待 in 鳥取	特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取	講演会:11月28日(金) キャンペーン11月他	鳥取 講演会:鳥取県福祉人材センター 他	・講演会:「児童虐待と要保護地域協議会の現状と課題」について ・オレンジリボン街頭キャンペーン(県内全域) ・「全国一斉 子育て・虐待防止ホットライン」にともなう電話相談研修会実施 他
岡山市オレンジリボンキャンペーン	特定非営利活動法人岡山市子どもセンター	わくわく:11月2日(日)、フォーラム:11月16日(日)	岡山 岡山ふれあいセンター	・「わくわく子どもまつりin岡山ドーム」へ参加(パネル展示、救急絆創膏&リボン・チラシ配布、メッセージボードづくり[後日展示])、「オレンジリボンフォーラム」開催等
オレンジリボンシール大作戦	特定非営利活動法人岡山市子どもセンター	11月上旬	岡山 岡山市内	11月の園・学校だよりにオレンジリボンシールを添付、関連記事を掲載し配布(市内保育園、幼稚園、小学校、中学校330校園)
日本子ども虐待防止学会 第14回学術集会ひろしま大会	日本子ども虐待防止学会	12月13日(土)～12月14日(日) 12月12日プレ企画	広島 広島国際会議場・広島修道大学	日本の現状を踏まえ、子どもの虐待防止、健全育成を図るために、学術研究、虐待問題の普及啓発、子どもに関わる専門職の研鑽、関係職種の情報交換及びネットワークの構築を目的に大会を開催